

三次市三川合流部周辺河川環境整備計画

巴峡みよし

～ひと・まち・かわの息吹が聞こえる郷づくり～

三 次 市

平成 22 年 3 月

はじめに

わが国の河川制度は、明治 29 年に旧河川法が制定されて以来、数回の改正を経て現在にいたっております。昭和 39 年には、新河川法が制定され、治水、利水の体系的な制度の整備が図られ、河川行政の規範としての役割を果たしてきました。その後の社会の変化を反映し、平成 9 年の改正では、従来の治水、利水の役割だけでなく、多様な生物の生育環境としての役割や地域のまちづくりの核としての要素、湧水調整の推進などが加味され、さらに具体的な河川整備計画の策定にあたって地方公共団体、市民の意見を反映する手続きを導入する等、時代の変化を踏まえた新しい河川行政の基本的枠組みが定められました。

本市におきましても、このような状況を踏まえ、平成 9 年 5 月に「三次市三川合流部周辺河川環境整備構想」を策定し、整備を進めてきました。計画策定後 10 年以上経過し、社会状況等も変化が生じてきているため、この度アンケート調査、三川合流部周辺河川環境整備計画検討協議会、みんなで水辺環境づくりワークショップを開催し、従来の整備構想を再整理した上で、河川の利用状況や課題、市民の皆様のご意見・要望を抽出し、声を生かした、新たな「三次市三川合流部周辺河川環境整備計画」を策定しました。

三次市三川合流部は、豊かな魚場としてだけでなく、古くから舟運を原点として都市が発達し、大正初期より観光鶺鴒が行われるなど産業振興に寄与し、田畑を潤し、私たちの生活とともに歩んできました。その環境を今一度思い起こし、市民の皆様とともに、多様な生物が生息・生育できる環境を再構築し、地域の風土と文化を形成する重要な地域として、三川合流部の個性を活かしたかわづくり、まちづくりに取り組んで参ります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご討議いただきました三次市三川合流部周辺河川環境整備計画検討協議会の委員の皆様、みんなで水辺環境づくりワークショップ参加者の皆様をはじめ、貴重なご提言やご意見、ご指導をいただきました関係機関、関係団体、市民の皆様方に、心から感謝し、厚くお礼申し上げます。

平成 22 年 3 月

三次市長 村井政也

尾関山周辺



みよしまちづくりセンター周辺



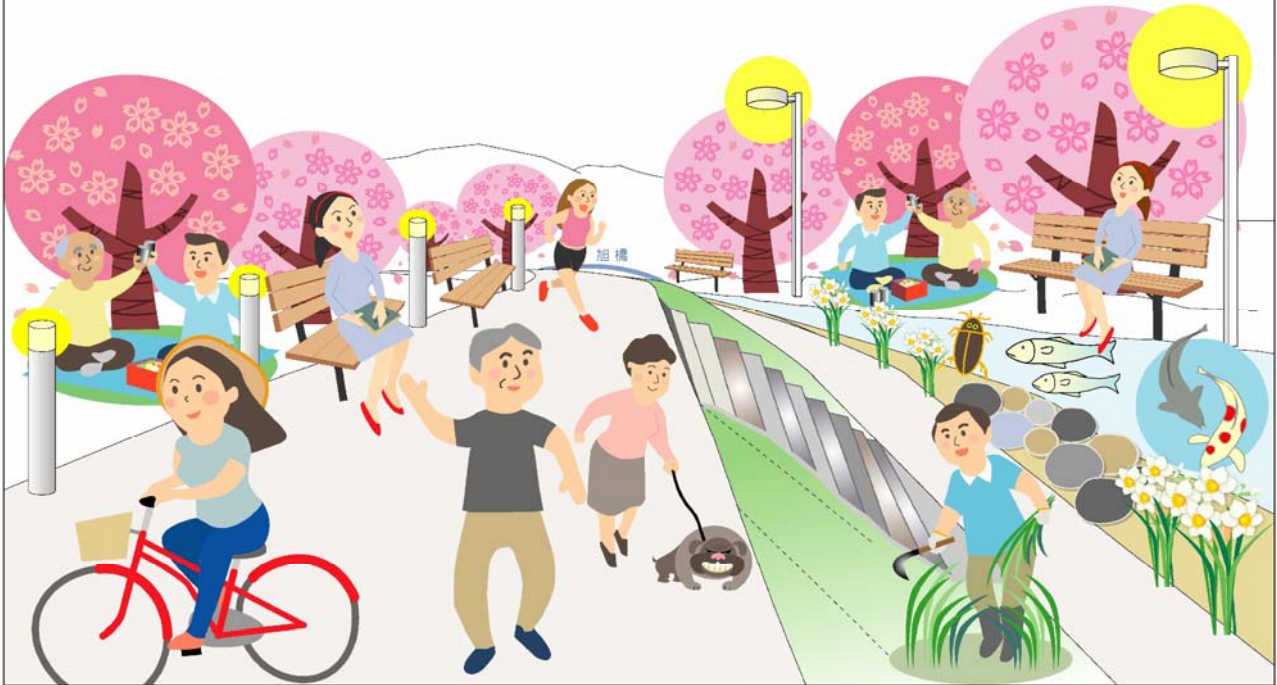
稲荷町グラウンド周辺



稲荷町グラウンド周辺



西城川周辺



寺戸親水公園周辺



目 次

1. 計画策定の趣旨-----	1
1.1 目的-----	1
1.2 計画策定の視点-----	2
1.3 計画策定の体制とプロセス-----	3
2. 現状の把握-----	4
2.1 河川特性-----	4
2.2 上位計画・関連計画-----	5
2.3 地域活動-----	17
2.4 アンケート調査-----	19
3. 河川整備の方向性-----	23
4. 全体計画-----	24
4.1 基本理念-----	24
4.2 目標年次-----	24
4.3 基本方針-----	25
4.4 基本構想図-----	26
4.5 計画体系図-----	27
5. 地区別計画-----	28
5.1 三次・栗屋地区-----	28
5.2 十日市地区-----	31
5.3 八次地区-----	34
6. 継続的なかわづくりに向けて-----	37
6.1 市民との協働による組織づくり-----	37
6.2 かわづくりを推進する取組み-----	38
6.3 行政の連携-----	39
6.4 継続的な計画の見直し-----	40
7. 重点プロジェクト-----	41
7.1 重点プロジェクトの選定-----	41
7.2 重点プロジェクトの概要-----	44

付属資料

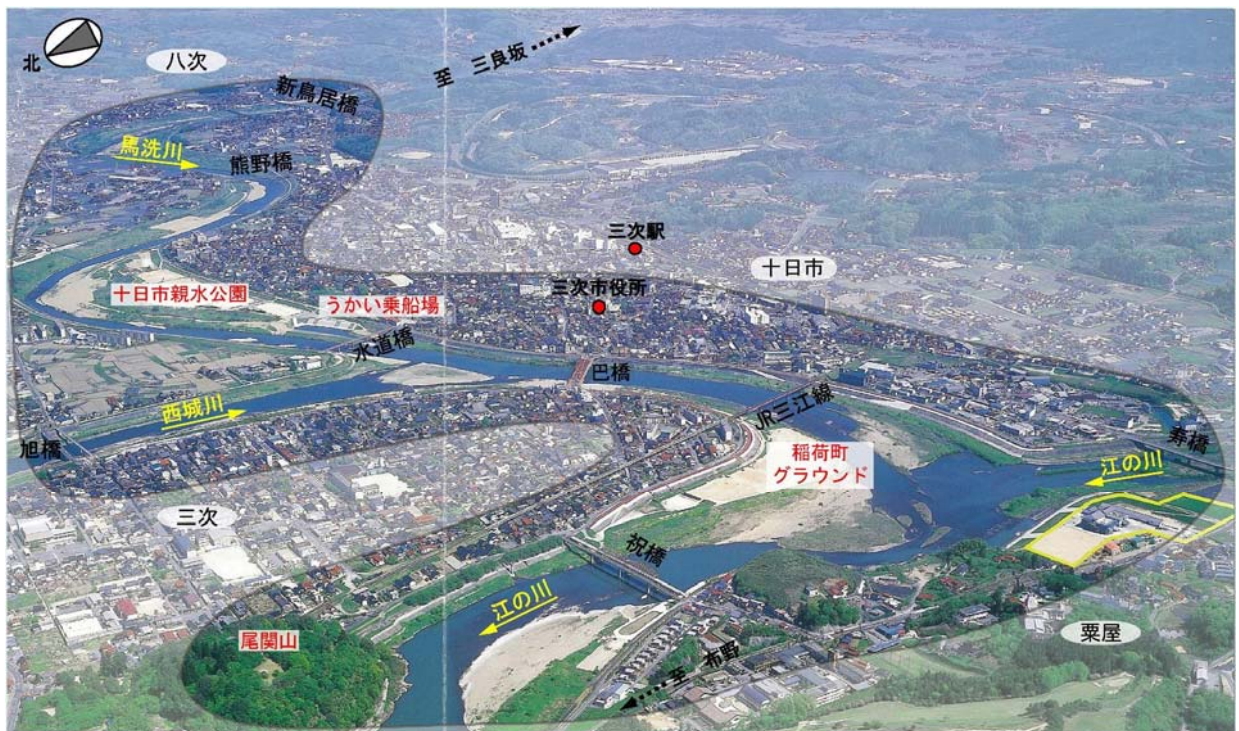
1. 計画策定の趣旨

1.1 目的

三次市では、市街地中央部で合流する江の川、馬洗川、西城川の3河川を中心に産業の振興を図り、潤いのある水辺空間を創出し、親水性や景観に優れた河川の整備を図ることにより、人々が水とふれあい、安全で活力ある社会を実現することを目的として、平成9年5月に「三次市三川合流部周辺河川環境整備構想」を作成しました。

整備構想に基づき、着実に整備を進めてきていますが、策定から10年間を経て、社会経済状況や財政状況、河川環境に求められる機能などが変化してきており、利用者のニーズ・時代の要請に合った整備計画の立案が求められています。

そのため、3河川の水辺の魅力を最大限に引き出し、自然とふれあう地域交流の拠点となるような賑わいのある水辺環境を創出するため、三次市、河川管理者である国、広島県、市民・各種団体が連携して河川整備を進めるため、「三次市三川合流部周辺河川環境整備計画」(以下、本計画という)を策定します。



三川合流部とは…

概ね、新鳥居橋、旭橋、寿橋、尾関山で囲まれた河川とその周辺部（北溝川を含む）のこと。

1.2 計画策定の視点

平成 9 年の河川法改正により「治水」、「利水」、「環境」の総合的な河川制度が整備されるとともに、地域の意見を反映した河川整備の計画制度が導入されています。

本計画は、河川法改正の主旨を前提とするとともに、特に以下の視点より計画を策定します。

1.2.1 地域のまちづくりと連携の図られた計画

三川合流部の河川空間は元来周辺の空間（地域）の一部として捉えられ、生活の中のステージでした。築堤などによって河川と人との距離が遠くなったものの、漁業、スポーツの場、憩いの場として利活用されており、現在も地域のライフステージの一部となっています。そこで本計画は三川合流部の河川空間のみの計画とせず、自治組織単位等の個別に行われている様々なレベルのまちづくりと連携の図られたものにし、市民が実際にかわづくりを展開、実践できるための計画とします。

1.2.2 市民との協働を前提とした計画

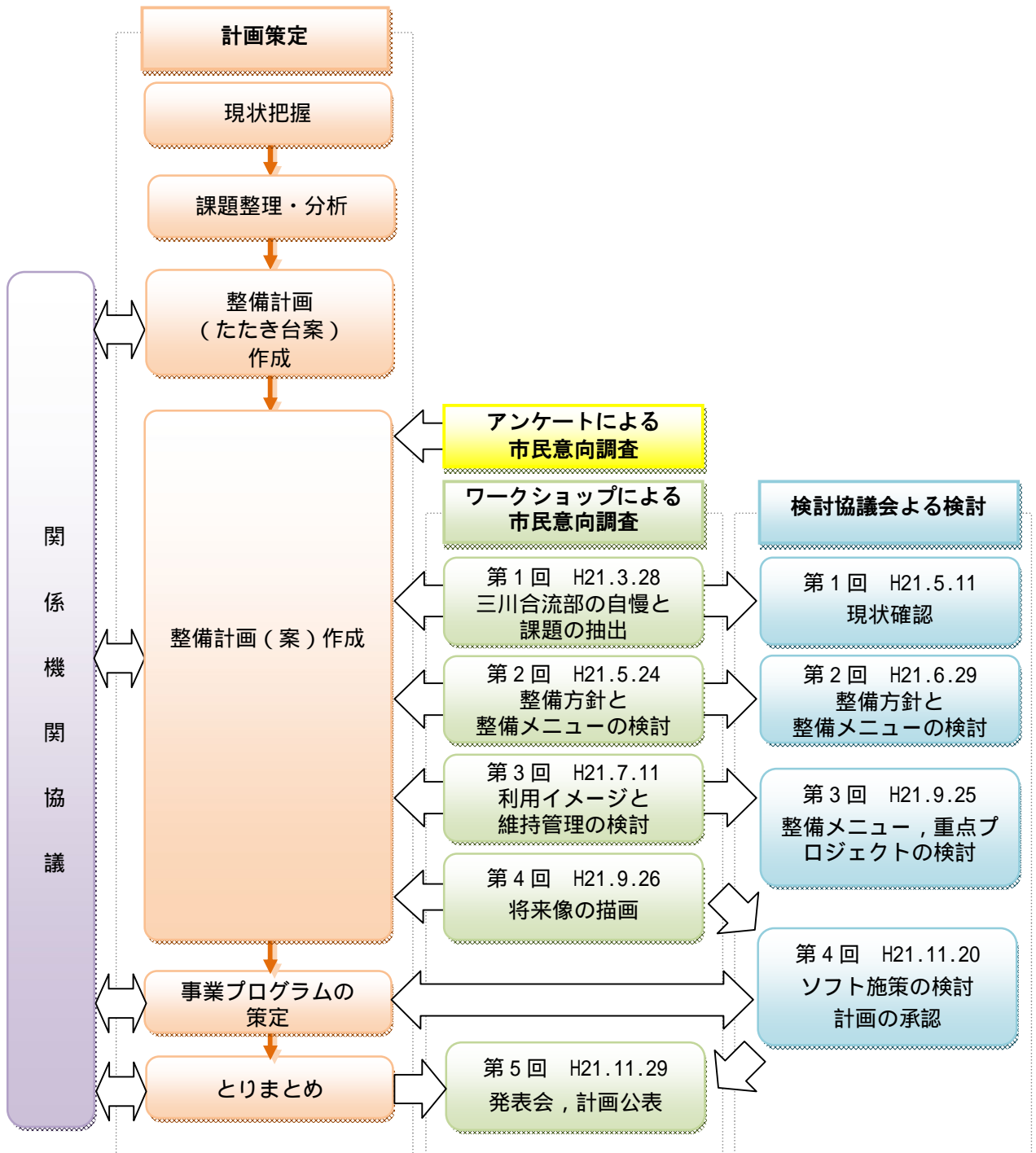
整備後の利用や維持管理を考慮すると、計画の実現には市民意向の反映と協力が重要です。また、全国的な財政悪化、少子高齢化社会等、社会情勢は大きな変化点にあり、真に必要な生活基盤へ投資が必要不可欠となっています。そのため、計画策定のプロセスにおいても検討協議会、ワークショップ、アンケート調査を実施するとともに、計画策定後も計画の見直しや、維持管理面などで協働を図ることのできる仕組みづくりを検討するなど、市民との協働を前提とした計画とします。

1.2.3 河川管理の方針・計画と整合のとれた計画

三川合流部周辺の河川は国が管理しており、北溝川は広島県が管理しています。計画の実現に向けて、国や県と連携を図り、河川管理の方針や既存の計画などと整合のとれた計画とします。

1.3 計画策定の体制とプロセス

本計画は十分な市民意向の把握を行い，計画に反映し，実現性の高い計画とするために検討協議会，ワークショップ，アンケート調査を実施し，計画を策定します。



ワークショップ・・・さまざまな立場や年齢の人たちが集まり，参加者の意見などをよく知り，たくさんの人たちに喜んでもらえるような物事をみんなで考える場所（時間）のことです。

2.現状の把握

三川合流部の特性，平成9年度の「三次市三川合流部周辺河川環境整備構想」(以下，「整備構想」という)や，その後の整備の進展，ならびに周辺の環境の変化，市町村合併等により策定された上位・関連計画，また，アンケート調査やワークショップによる市民意向の把握等により現状を整理しました。

2.1 河川特性

三次市は，中国地方の中央に位置する，面積778.19km²のまちであり，市街地中央部では中国山地を流れる江の川，馬洗川，西城川の3河川が巴状に交わり「巴峽」と呼ばれ，古くから山陰と山陽を結ぶ交易の地として繁栄してきました。

江の川は北広島町を水源として，中国山地の中央を貫流するように三次市に流れ込み，江津市において日本海に注ぐ延長194kmの河川で，度々，大規模な出水を繰り返してきたことから「中国太郎」の異名を持つ，中国地方最大の河川です。

馬洗川は世羅町の馬洗池を水源として世羅台地を流れる河床勾配の緩やかな河川であり，江の川と合流して日本海に注いでいます。西城川は鳥取県界の道後山を水源として，庄原市西城や口和を経て，比和川や萩川等を合わせながら三次市に流れ込み，馬洗川と合流します。北溝川は3河川とは異なり，市街地中心部を流れる川幅も狭く，延長も短い都市内河川であり，市民に最も身近にあることから生活の中の憩いの場として親しまれています。

これらの河川やその周辺では，三次市の観光資源である「鵜飼」，「花火大会」，「尾関山」，近年始まった昼間の河川の「遊覧」や，「馬洗川まつり」など地域のイベントなどにも活用されているなど，地域資源として豊富に活用されています。

一方で，河川の氾濫など，度々洪水に見舞われ，水害とともに歩んできた歴史もあり，特に昭和47年7月洪水では，市街地の大半が浸水し，甚大な被害を受けました。これを教訓に築堤，ダム建設など抜本的な治水対策が進められ，現在では三川合流部周辺は概ね安全性が確保されてきました。



昭和47年7月水害の様子



鵜飼の様子

2.2 上位計画・関連計画

三川合流部を検討する上での上位計画・関連計画の概要は以下のとおりです。計画検討にあたってはこれらの計画に配慮し、整合のとれた計画を策定します。

2.2.1 三次市三川合流部周辺河川環境整備構想（三次市 平成9年策定）

「整備構想」は、これまでの治水・利水から生活に密着したレクリエーション空間の役割も不可欠となってきたこと、防災面のみならず環境問題や人々の価値観の変化に伴う新たなニーズに対応した河川行政の展開が求められてきていることなどの社会背景から平成9年度に策定しました。その後今日まで、この構想に基づき、各種の施設が整備されてきました。

「整備構想」は、本計画の策定にあたって基礎となるもので、位置づけられている事業は、「整備済み」「未整備だが本計画に位置づけるもの」「未整備で本計画に位置づけられないもの」に分類し、本計画に反映させています。



三次市三川合流部周辺河川環境整備構想

「整備構想」概要

- ◆三次市域の特性
- ◆河川別の特性



◆河川環境の整備課題



◆河川環境の整備構想

○基本理念



「21世紀への川づくり 巴峡みよし」
川沿いを歩くと地域の歴史や文化、四季折々の風情など、水辺の様々な風景が展開する河川整備を推進する。

○基本方針



- ①防災・安全面に配慮／河川環境の自然性・親水性を高める整備／地域の象徴／地域との整合に考慮した産業、景観、レクリエーションの場の創造
- ②周辺の状況及び河川の特性に応じ、拠点地区別の整備／個々の河川の特徴を活かした様々なタイプの親水空間の創造
- ③「水と緑と文化のネットワーク」の形成／市民の憩いと散策の場、市外の人々の河川レクリエーション空間の場の創造
- ④一体的に三次市全体の緑のネットワークの形成を図る。
- ⑤河川の自浄作用による水質が図られるような整備を促進／公共下水道事業など水質浄化への取り組み
- ⑥良好な自然環境の保全（動植物の保全）／生息環境の創造
- ⑦市民の自主的な河川の清掃、水質浄化に関わる運動を流域の市町村と連携し、さらに促進／市民の祭りや観光事業としての鵜飼をさらに充実し、市民が自然と接する環境の整備／維持管理についても、市民や団体、企業の協力を得ながら促進を図る。

○ゾーニング構想

- ①自然、歴史、文化、生活が会う水辺ゾーン（三川が合流する地区）
- ②人と川との出会いのゾーン（馬洗川の願万地線橋梁の上流地区）
- ③清流や豊かな自然とふれあうゾーン（各河川の上流地区）
- ④ふるさとの川の再生を図るゾーン（北溝川地区）

○拠点地区別等の事業構想

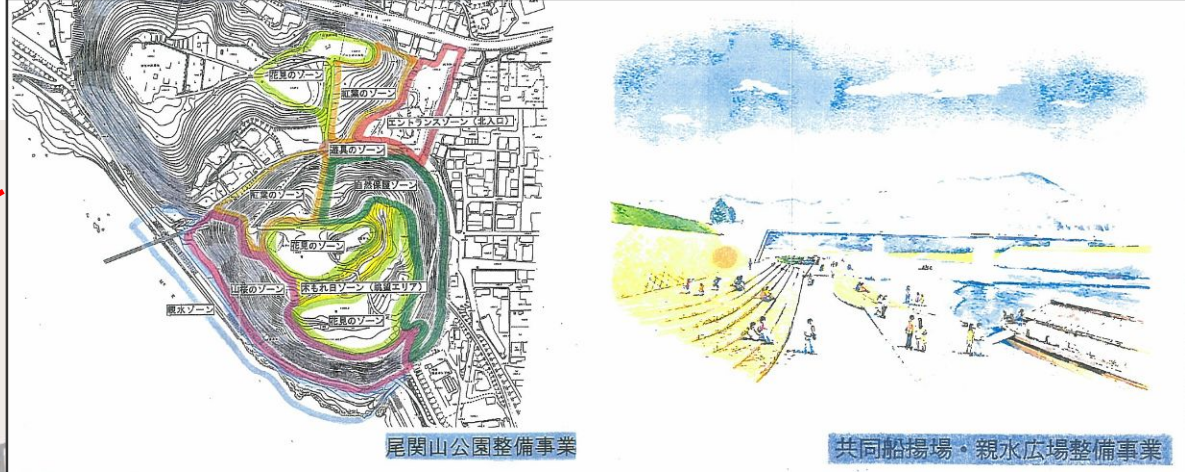
- | | | |
|---------------|---------------|----------|
| ①尾関山・祝橋地区 | ②江の川・馬洗川合流点地区 | |
| ③馬洗川・西城川合流点地区 | ④十日市親水公園地区 | |
| ⑤自然散策エリア地区 | ⑥北溝川地区 | ⑦みよし七橋整備 |

○ネットワーク構想

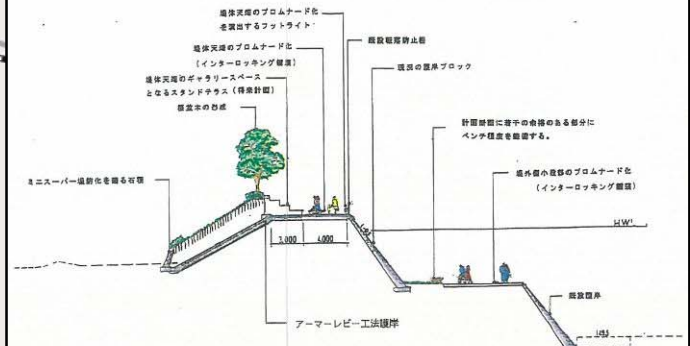
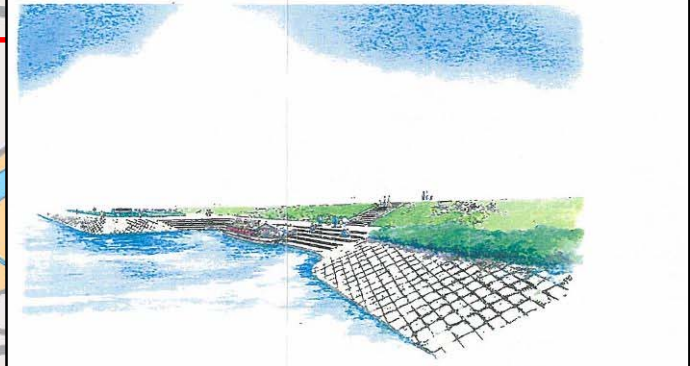
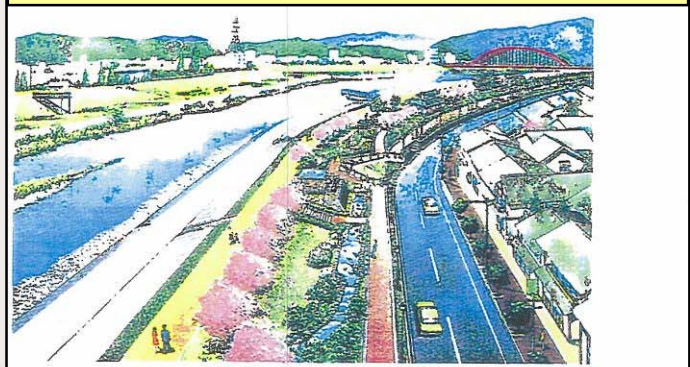
- ①堤防天端に遊歩道、自転車道の整備／夜間景観を楽しめる空間の創出
- ②堤防天端や護岸を積極的に活用し、人々の集まる劇場空間（ギャラリースペース）の形成
- ③堤外小段部を散策道として整備／草花の植栽
- ④水辺の緑地をスポーツレクリエーションの場として活用／対岸の河原へ渡れる施設の整備
- ⑤ネットワークルートの設定

拠点別事業イメージ

①尾関山・祝橋地区整備構想（未整備）



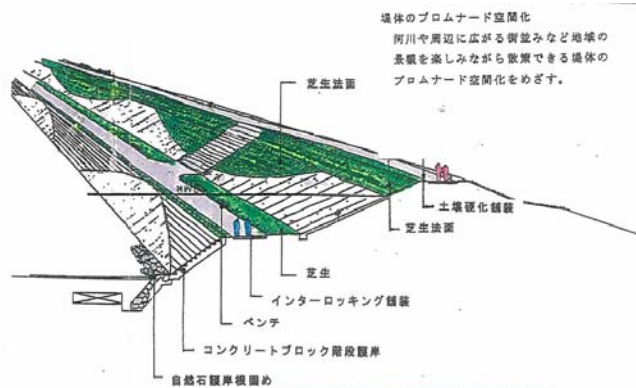
③馬洗川・西城川合流点地区整備構想（一部）



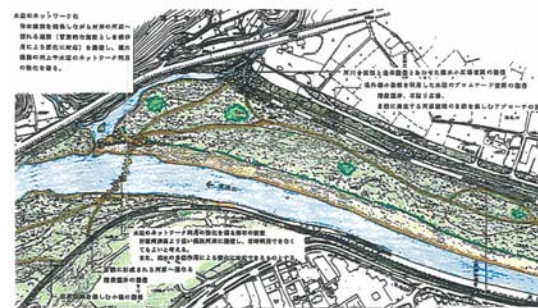
②江の川・馬洗川合流点地区整備構想（一部）



④十日市親水公園地区整備構想(一部)



堤体天端遊歩道整備事業

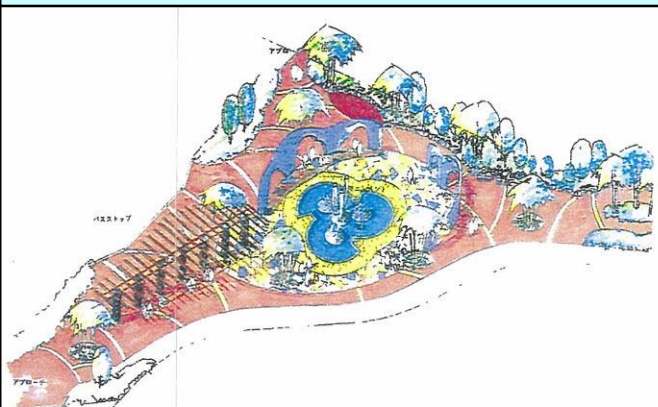


十日市親水公園周辺低水敷整備事業

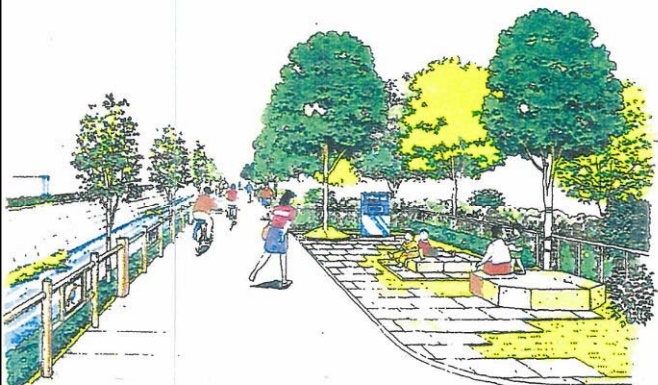


福祉保健センター・市立図書館整備事業

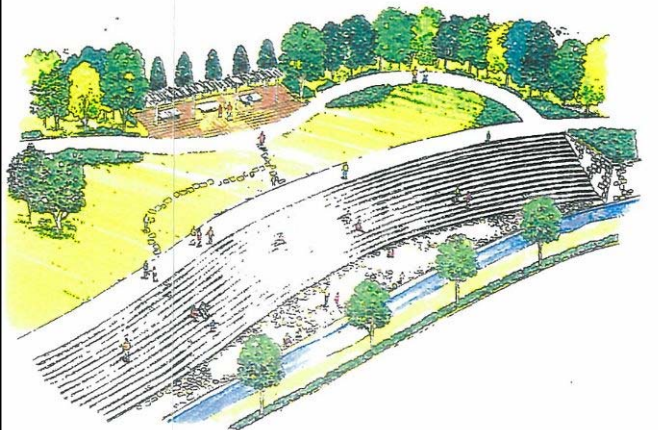
⑥北溝川地区整備構想(整備済み)



出会うの広場



ポケットパーク



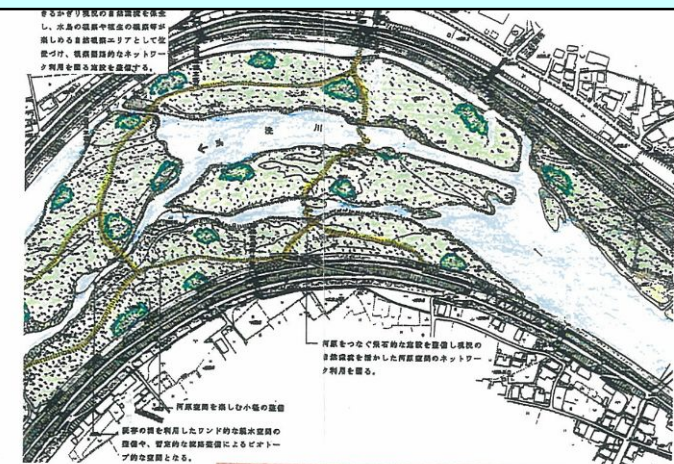
ふれあいスクエア



⑦みよし七橋整備(一部整備中)

寿橋, 祝橋, 旭橋, 上原願万地線橋梁, 水管橋, 五橋
の新設あるいは改修整備。
巴橋, 新鳥居橋と合わせて七橋の遊歩道ネットワー
クの一環を形成するような整備を図る。

⑤自然散策エリア地区整備構想(未整備)



自然観察エリア周辺整備事業

「三次市三川合流部周辺河川環境整備構想」に位置づけられた事業の進捗状況の確認

■■■■ ・・・整備済

■■■■ ・・・未整備だが本計画へ位置づける

■■■■ ・・・未整備で本計画へも位置づけない

地区	事業構想	整備状況	方針
尾関山・祝橋地区	○尾関山公園整備基本計画における親水ゾーン		
	・歴史景観に調和する整備	未整備	護岸整備と尾関山との連携を計画へ位置づける
	・桜土手, 桜の植栽	未整備	計画へ位置づける
	○祝橋下流左岸の船揚場		
	・共同船揚場の整備	整備済	
江の川・馬洗川合流点地区	・親水広場	整備済	
	○堤防の修景, 植栽, 親水護岸	未整備	場所を明確にして計画へ位置づける
	○連続性に配慮したプロムナード(散策道)の整備(JR三江線)	整備済	
	○小広場, ベンチ整備	未整備	小広場(場所が不確定なため)は見直し, ベンチは計画へ位置づける
	○平和人権センター(現 まちづくりセンター)付近		
	・憩いの場の整備	整備済	
	○稻荷地区高水敷		
	・スポーツ広場の整備	整備済	
	・堤防法面へのスタンド整備	整備済	
	○三次市水質管理センター	整備済	
	・上部空間をイベント広場, 芝生広場として整備	未整備	日常的な利用が予想されないため見直し, イベント用の広場として計画へ位置づける
・階段護岸の整備	整備済		
・資料館の整備	未整備	費用対効果が見込まれないため計画へ位置づけない	
馬洗川・西城川合流点地区	○巴橋周辺		
	・巴橋下の親水護岸	未整備	計画へ位置づける
	・カヌー発着場	未整備	カヌーの保管場所, 車での持ち運びに困難があるため計画へ位置づけない
	・桜つつみモデル事業	整備済	
	・寺戸親水公園と親水護岸	整備済	
	・鵜飼乗船場	整備済	
	・巴橋上流左岸堤への憩いの場	未整備	場所を明確にして計画へ位置づける
	○堤防のプロムナード化・ギャラリー化	未整備	見直し, ただし散策道としての連続性は計画へ位置づける
○堤防へのベンチ照明施設の整備	未整備	優先順位の高い計画へ位置づける	
十日市親水公園地区	○運動場, テニスコート, 駐車場, せせらぎ公園の整備	整備済	
	○親水公園から水辺までの区域を公園と一体的な空間として整備		
	・大河原広場	未整備	見直し, 整備されたワンドとの連続性の確保を計画へ位置づける
	・カヌー発着場	未整備	江の川カヌー公園さくぎ(作木町)との関係性を考慮して見直し, 代替として鵜飼乗り場での運用を検討する
	・アウトドアレクリエーション施設	未整備	周辺キャンプ場との関係性を考慮して見直し, 運用の面で検討する
	○三次市福祉保険センター・図書館の整備	整備済	
自然散策エリア	○防災ステーションの整備	整備済	
	○観察園路の整備	未整備	場所を明確にして計画へ位置づける
	○親水せせらぎ(高水敷)	未整備	場所を明確にして計画へ位置づける
	○カヌー発着場(高水敷)	未整備	江の川カヌー公園さくぎ(作木町)との関係性を考慮して見直し, 代替として鵜飼乗り場での運用を検討する
北溝川地区	○スポーツ広場の拡充(高水敷)	未整備	場所を明確にして計画へ位置づけ, 環境学習の場としても検討する
	○まちなみゾーン		
	・出会いの広場	整備済	
	・ポケットパーク	整備済	
	・ふれあいスクエア	整備済	
	○自然回復ゾーン		
	・水と緑の広場	未整備	場所を明確にして計画へ位置づける
・護岸の芝生法面化, 親水化	未整備	場所を明確にして計画へ位置づける	
みよし七橋整備	○新設・改良に際して	一部整備中	
	・シンボリックなデザインの採用	未整備	方針に「景観」を盛り込むが橋のデザインには言及しない
	・橋上広場, 橋詰広場の整備	未整備	費用対効果が見込まれないため計画へ位置づけない
	・夜間景観創出のためのライトアップ	整備済	
	○遊歩道ネットワークの形成	未整備	計画へ位置づける

2.2.2 地域まちづくりビジョン（自治組織 平成 18 年度策定）

地域まちづくりビジョンは三次市の住民自治組織ごとに、地域の将来像の実現をめざし、住民自治組織をはじめとした地域の多様な主体者と市が連携し、支えあい協働して取り組んでいくことを目的に策定されました。ビジョンの期間を概ね10年間としています。

ここでは三川合流部にかかわる4つの住民自治組織のまちづくりビジョンについて、かわづくりに関係する項目を整理しました。



各地区の地域まちづくりビジョン

地域まちづくりビジョン 三川合流部関連事項

地区	事項	具体例
三次地域	川並を活かしたまちづくり	川土手に桜並木の遊歩道，自転車道
		川土手に防犯灯の設置
		川の法面を石積みにし，遊水地を設ける
		観光遊覧船，観光鵜飼を充実させる整備 など
粟屋地域	地場産業の活性化の推進	河川の見直しと活用
	教育文化活動の推進	農業，漁撈文化の継承と保存
十日市地域	美しい景観，快適な都市機能を備えたまち	川や遊歩道，商店街の清掃運動
	健康で，スポーツが盛んなまち	歩いて楽しいみちづくり
	自然歴史を生かしたふれあいのまち	北溝川・出会いの広場を中心に憩える場所づくり
八次地域	環境の整備	ジョギングコースの設置，ふれあい，憩いの場づくり

2.2.3 三次市健康増進計画（健康みよし21）（三次市 平成19年度策定）

生活習慣病予防を中心とした健康づくり運動の推進などを目的として三次市では、「日本一元気があふれるまち」をめざし、三次市の地域特性を活かした健康づくりを推進するための計画として「三次市健康増進計画（健康みよし21）」を策定しています。

健康みよし21では「散歩・ウォーキング」が現状の運動をして最も良く取り組まれている内容として取り上げられており、今後も特にウォーキングの推進を図ることとし、ウォーキングロードや街灯の整備の推進、観光ルートとあわせておすすすめウォーキングマップ及び地域で身近なウォーキングマップを作成するとしています。

(3) 身体活動・運動




目標：めざそう！仲間とともに 運動習慣 日本一！

日常生活の中で身体を動かすことや、運動・スポーツは、肥満や生活習慣病などの予防につながります。手軽に取り組める運動として、特にウォーキングの推進を図るとともに、年齢や心身の状態に応じた適度な運動を続けることができる環境づくりを進めます。

● さあ！はじめよう ●

地域のつながりや仲間の輪を広げ、楽しみながら運動を続けよう！

◇ わたしがつくる 元気！

 成長期 (0～17歳)	<ul style="list-style-type: none"> ■身体を動かす楽しさを体験します ■いろいろなスポーツに親しみます
 青・壮年期 (18～64歳)	<ul style="list-style-type: none"> ■一緒にスポーツ、運動をする仲間をみつけて楽しみます ■スポーツや運動をする曜日を、家族や仲間と決め取り組みます ■スポーツイベントや運動教室に積極的に参加します ■近距離は車を使うより“歩く”“自転車に乗る”など日常生活の中で、できるだけ体を動かすようにこころがけます ■正しいウォーキング方法の知識を深めます ■自分に合った運動を見つけ取り組みます
 高齢期 (65歳～)	<ul style="list-style-type: none"> ■近所同士誘い合って運動をします ■ウォーキングや体操等、日常生活の中に運動を取り入れます

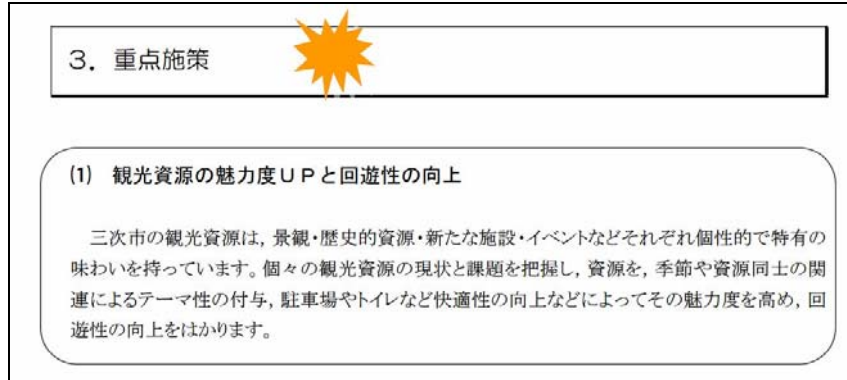
◇ みんなでつくる 元気！

<保育所 幼稚園>	<ul style="list-style-type: none"> ■自然とのふれあいや、戸外で遊ぶ楽しさを教えます ■親子で楽しめる体操や遊びを保護者に啓発します
<学 校>	<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツや身体を動かすことの楽しさを教えます
<職 場>	<ul style="list-style-type: none"> ■職場内でのスポーツ大会の開催や終業後、運動ができる環境づくりに取り組みます（ノ一残業デーに運動をするなど）

2.2.4 観光関連計画

1) Challenging!Wave '06 観光ビジョンプロジェクト(三次市 平成18年度策定)

観光客の増加と観光消費額の向上を目指して平成18年度に策定しています。この中の重点施策の中で「観光資源の魅力UPと回遊性の向上」を謳い、季節や資源同士の関連によるテーマ性の付与、駐車場やトイレなど快適性の向上などによってその魅力度を高め、回遊性の向上を図るとしています。



Challenging!Wave '06 観光ビジョンプロジェクト (3.重点施策)

2) 鵜飼事業を核とした三次観光戦略について(三次市キラリわが町観光推進委員会 平成20年度策定)

鵜飼事業を中心とした三次市観光のめざす方向性、アクションプラン、事業推進体制を柱とする計画として広島県の補助を受け、観光協会、商工会議所、学識経験者、鵜匠などによる三次市キラリわが町観光推進委員会によって策定されました。

この中で「川の歴史のある街・三次」の魅力づくり～鵜飼を核とした観光拠点の再構築～と将来像が定められ、「集客・収益につながる鵜飼観光の充実」、「鵜飼観光と連動した観光商品の開発」などが基本施策としてあげられています。

将来像	三次市観光戦略の重点テーマ	基本方針/基本施策
「川の歴史のある街・三次」の魅力づくり ～鵜飼を核とした観光拠点の再構築～	「地域の個性を打ち出す」 ～鵜飼の歴史・環境的魅力を活かした三次市観光のブランディング	(1) 「川と歴史のある街・三次」のブランド力の醸成 ① 川をとりまく歴史資源・自然資源の保全と活用 ② 「川と歴史のある街・三次」のブランドストーリーづくりと鵜飼事業との連動 ③ 川を活かしたまちづくり活動の推進
	「満足度の高いサービス」 ～新たな観光ニーズに対応したサービスの充実、広域観光の推進	(2) 集客・収益につながる鵜飼観光の充実 ① 鵜飼事業のサービス・演出力の強化 ② 鵜飼事業の施設環境の整備 ③ 収益につながる食等のサービス開発
	「情報を効果的に発信する」 ～他観光地と差別化する情報発信・プロモーション	(3) 鵜飼観光と連動した観光商品の開発 ① 遊覧船事業の拡大 ② 商都三次の歴史文化観光の開発 ③ 自然(河川)環境エコツーリズムの開発 ④ 広域観光拠点との連動商品開発
	「事業を動かす環境をつくる」 ～観光地としての住民意識の向上と観光振興のための仕組みづくり	(4) 効果的なブランド情報発信 ① 「川と歴史のある街・三次」ブランドPR活動の強化 ② インターネットの有効活用 ③ 鵜飼・江の川ネットワークを活かした情報発信
		(5) 住民意識向上と受け入れ体制づくり ① 「川と歴史のある街・三次」の魅力伝える住民ホスピタリティの醸成 ② 事業推進体制づくり

鵜飼事業を核とした三次観光戦略について 基本方針体系

2.2.5 三次市都市計画マスタープラン（三次市 平成7年度策定）

三次市都市計画マスタープラン（以下、「マスタープラン」という）は総合的な都市整備を一層推進するため、三次市における市街地の将来像を明らかにして、これにふさわしいまちづくりを実現するための基本方針を定め、都市計画区域を中心とした土地利用並びに基盤整備を計画的に推進する手引きとして策定しています。

マスタープランでは三川合流部について、全体構想「8 水とみどりの整備方針」の中で、江の川、馬洗川、西城川の水際は、歴史と伝統の観光鶺鴒が行われる他、市街地内の貴重なオープンスペースとして散策、水遊び、休養等のレクリエーション的利用が可能であり、これらを活用、整備するとともに河川の緑地軸を活かした展開を図っていくこととしています。

2.2.6 三次市環境基本計画（三次市 平成15年度策定）

三次市環境基本計画（以下、環境基本計画という）は、三次市環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進するため、三次市における望ましい環境像を明らかにし、その実現に向けた目標を環境要素ごとに示し、基本的施策、環境配慮指針を体系化して、市・事業者および市民がとるべき行動を明確にすることを目的として策定しています。

環境基本計画（基本計画編）の中では具体的な場所は示されていないものの、以下の表のような三川合流部の整備に関連する事項があげられています。

三次市環境基本計画（基本計画編） 三川合流部関連事項

部，章	事 項	具 体 例
第1部，第1章 自然環境の保全と活用	川・水辺の保全	水辺の動植物の生息・生育環境の保全など
	川・水辺の整備	多自然型工法の積極的な活用，復元など
	人と自然とのふれあい拠点づくり	河川敷や河岸緑地などの整備など
	生態系保全のための 自然ネットワークの形成	三川を規制措置などの各種環境保全対策により守っていくなど
第1部，第2章 快適環境の保全と向上	親水空間の整備	親水性の高い公園や河川沿いの散策路の整備の推進など
第1部，第3章 生活環境の保全と向上	水質浄化に向けた取り組み	市民参加による河川清掃活動の推進，河川の自然浄化機能の回復

2.2.7 三次市景観計画（三次市 平成 19 年度策定）

三次市景観計画（以下、景観計画という）は、景観法の規定に基づき、市民参加のもとに、三次らしい良好な景観の形成の促進を図ることで、潤いのある豊かな都市環境や居住環境の創造、観光その他の地域間交流の促進並びに良好な景観の次代への継承に資することを目的として策定しています。

景観計画のなかで三川合流部は「自然本来の姿の保全」、「生物の生息環境の保全」などが方針として挙げられている「三川合流部眺望景観形成区域」となっています。また、北溝川は「三次駅前都市計画形成地区」となっており、その中で親水景観ゾーンと位置付けられています。

以下に景観計画の抜粋を示します。

④景観形成方針(別図 1-A 参照)



別図 1-A

- 賑わい景観創出ゾーンは、来訪者との交流や商店の賑わいを創出する街並みを形成します。
 - 沿道側の建物などは、洗練された色彩などによる壁面を統一します。
 - 玄関地区として、賑わいの創出と来訪者の円滑な誘導を図るため、屋外広告物は色彩・大きさなどを統一します。
 - 人の滞留空間としてのオープンスペースを確保します。
 - 街路樹・民地内に緑を確保し、周辺山並みとの連続する緑のネットワークを形成します。
- もてなし景観創出ゾーンは、来訪者にとってあたたかみのある街並みを形成します。
 - 沿道側の建物などは、落ち着いた色彩などによる壁面を統一します。
 - 賑わいの創出と来訪者の円滑な誘導を図るため、屋外広告物は色彩・大きさなど統一します。
 - 街路樹・民地内に緑を確保し、やすらぎのある街並みを形成します。
- 親水景観ゾーンは、北溝川の潤いをもたらす水辺と緑を活かす景観を創出します。
 - 営みを感じる住宅地においては、落ち着いたある景観に調和する色彩に配慮します。
 - 建物の高さや配置の工夫により、北溝川沿いに連続したオープンな空間を確保します。
 - 水辺や民地内に緑を確保し、潤いのある親水空間を形成します。

三次市景観計画（三次駅前都市計画形成地区）

(2) 三川合流部眺望景観形成区域 (別図6-B 赤線枠内)

①地区特性

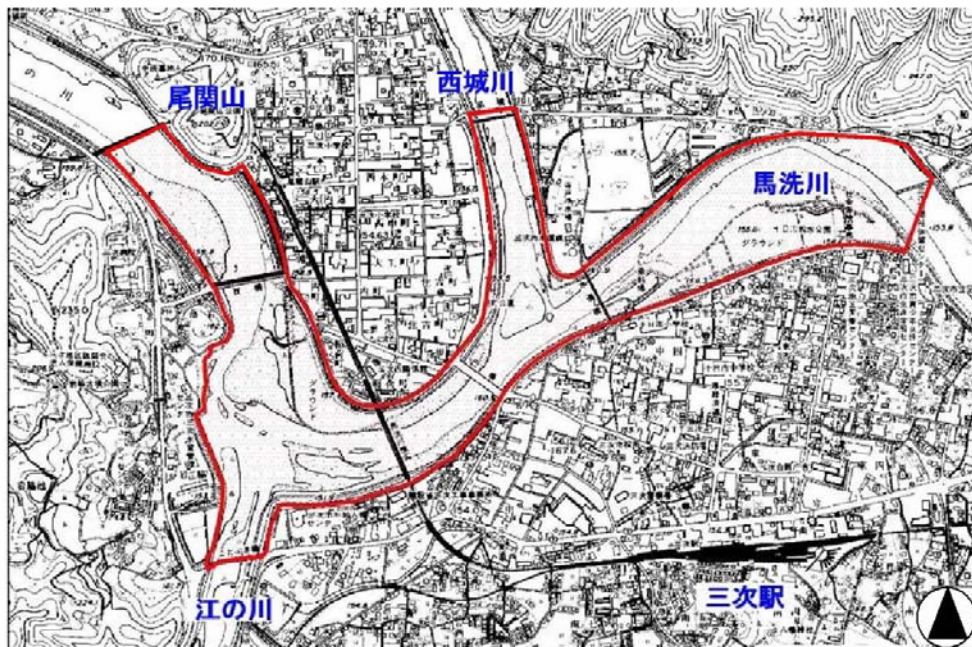
高谷山から望む巴状に合流する三つの川、河川から望む周辺の山並み、夏の風物の鶴飼いなど多くの景観が楽しめます。

②景観形成目標

- ・眺望、視点場を積極的に活用して、季節の変化が楽しめる市民の憩いの場の形成
- ・自然と調和する素材の活用や環境に配慮した整備
- ・河川のダイナミックな景観を引き出す連続性のある景観形成

③景観形成方針

- 元来の自然の姿である河川などを保全します。
- 広場などオープンスペースの整備では、遠景の良好な自然景観、ランドマークの眺望を活かす植栽配置に配慮します。
- 工作物や屋外広告物などは、色彩を統一し、自然と調和する環境にやさしい材料を選定します。
- 生物の生息環境を保全し、周辺の植生景観と調和する緑化を行います。
- 堤防付近に植栽する場合は、既存の桜並木と調和した連続性のあるものとします。
- 道路整備にあたっては、落着きのある色彩の選定と人工物の適切な配置や素材を選定します。



別図6-B

三次市景観計画 (三川合流部眺望景観形成区域)

2.2.8 江の川水系河川整備基本方針（国土交通省河川局 平成 19 年度策定）

江の川水系河川整備基本方針は、河川法に基づき、国により江の川の将来のあるべき姿やその姿を実現するために取り組むべき河川整備の方針について定められています。

今後、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、江の川についての 20～30 年の具体的・段階的な計画を盛り込んだ河川整備計画が定められる予定です。

江の川水系全体について、次のように方針が示されています。

江の川は、過去幾多の洪水被害に見舞われてきましたが、昭和 47 年 7 月に既往最大の洪水が発生し、堤防の決壊を伴った激甚災害により江の川流域に甚大な被害をもたらしました。

このような状況を踏まえ、沿川地域を洪水から防御するため、江の川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の新設及び河道掘削等により河積を増大させます。

また、連続堤の整備による治水対策が困難な山間狭窄部については、住民との合意形成を図り、関係機関と連携・調整を図りつつ輪中堤や宅地の嵩上げ等を実施するとともに、流域内に洪水調節施設を整備することにより計画規模の洪水を安全に流下させます。

また、洪水等による被害を極力抑えるため、関係機関や地域住民等と連携して、総合的な被害軽減対策を推進します。

流域の人々と江の川の関わりを考慮しつつ、江の川の流れが生み出す良好な河川景観を保全するとともに、多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐように努めます。

2.3 地域活動

三川合流部を検討する上で、地域活動は新たにハード整備などを行った後、一部の維持管理を地域が担うことができるのかという1つの指標ともなることから、現在、行われている河川に関する地域活動（イベントや維持管理）を三次市ホームページより整理しました。

	三次市	三次地区	粟屋地区	十日市地区	八次地区
1月		《主な活動など》 ■地区河川一斉清掃・旭町公園桜土手草刈作業	《主な活動など》 ■クリーンアップ作戦	《主な活動など》 ■北溝川・片丘川一斉清掃	《主な活動など》 ■馬洗川まつり
2月		河川清掃は年2回、草刈作業は年3回実施。三次地区を訪れた方、道行く方にすがすがしい景観を味わってほしいとの思いで取り組んでいる。	毎年3月の第1日曜日に町内の不法投棄ゴミの清掃を、粟屋町づくり協議会と粟屋地区公衆衛生推進協議会とが合同で取り組んでいる。平成21年度「みよし環境大賞」を受賞。	十日市の市街地を流れる川の美化活動を、毎年10月におこなっている。また、浄化活動を行ない、ホタルの棲む川づくり活動を展開している。	地域住民相互のふれあい、結びつきを深める場として、毎年7月に午後5時から馬洗川河川敷仮設グラウンドにおいて実施。
3月		平成18年「みよし環境大賞」を受賞。			
4月	■尾関山公園 三次さくら祭(上旬) 地元特産品販売、ステージショーなど盛りだくさんの内容。		■粟屋合同子ども会 地域の老人クラブや漁撈関係者の協力により、川に親しむ事と昔遊びを交流事業として取り組み、自然の豊かさを体験する。	■北溝川・片丘川ウォークラリー 「元気、安心、すてきに過ごせる十日市」を目指して、十日市を流れる両川沿いを歩きながら川に親しみ、楽しみながら発見するという趣旨で平成20年から実施している。	■河川環境整備 年3回八次地区一斉河川清掃及びクリーン作戦を実施。年1回各八次スポーツ少年団による河川清掃作業実施。不法投棄ゴミの実態調査をし、ゴミが散乱している箇所へ「散乱ゴミ追放キャンペーン」の看板を設置し啓発を促す。
5月		■ふれあいBON BONカーニバル 三次地区の夏の風物詩。 毎年1000人近くが参加し盛大に行われる。			
6月	■三次の鶺鴒(期間:6/1~8/31) 三次の川面に430有余年の伝統を誇る優雅な歴史絵巻を醸し出している。三次の鶺鴒は鶺鴒舟と遊覧船が併走する回遊方式である。	■三次ふれあい塾 今年度の受講生は191名。 月1回、さまざまなジャンルの講師を招いて開催している。	■霧の海てくてくウォーキング 11月の紅葉の中、小学生から大人までが参加し、遊歩道を高谷山まで歩き、霧の海を眺めて自然の恵みを感じながら英気を養う趣旨で、平成21年度から実施している。	■ラブリバー環境美化活動 平成4年から、十日市地区等の17団体が中心となって国土交通省のラブリバー制度に基づき環境整備活動を行っている。ほぼ毎月、美化活動を行うほか、年2回の美化事業として、住民、児童、園児によるサツマイモの植付け、収穫などの環境学習も行っている。	■青少年育成夜間巡回指導 プロジェクトチームを編成し、青色回転灯防犯パトロール及び夜間巡回指導を毎月各2回実施。
7月	■みよし市民納涼花火大会(下旬)				■地域における児童・生徒の見守り活動 児童・生徒の登校時にあわせて、各地域毎で危険な交差点や学校の正門に立ち、あいさつ運動を実施。児童・生徒の下校時間にあわせて見守り活動を実施し、一般参加者へも浸透しつつある。
8月					
9月					
10月	■みよし紅葉まつり 毎年「もみじ」の名所である尾関山公園の清心池周辺の紅葉をライトアップしている。				
11月	■尾関山公園 紅葉ライトアップ				
12月	■三次義士祭 三次藩初代藩主・浅野長治が菩提寺として建立した鳳源寺で陣羽織を着た有志が境内の義士堂の前で法要を営む。 和太鼓演奏や奉納模範剣道演技が披露され、別会場では奉納剣道大会も行われる。				

参考 三次市HP : http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/chiiki_m/machi_dukuri/jichi_soshiki/jichisoshiki.jsp

青字は三川合流部に直接関連する事項

三次地区	粟屋地区	十日市地区	八次地区
<p>《平成20年度自治活動活性化事業》</p> <p>■ふれあい事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい BONBON カーニバル ・まちの美化活動(河畔一斉清掃, 納涼花火大会清掃作業, 大渦桜土手河畔一斉清掃) ・伝統文化継承活動(三次小唄 CD 製作, 歌碑の設置) ・桜並木復活作業(旭町公園桜土手清掃) ・みんなの芸術発表会(三次地区チャリティーショー) 	<p>《平成20年度自治活動活性化事業》</p> <p>■江の川景観づくりと川舟遊覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川敷の清掃と菜の花の種まき, 河川敷の草刈作業, 川舟遊覧(地元産農産物の販売) <p>■粟屋町民文化祭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敬老行事, 郷土芸能の発表, 児童・園児の発表, 農産物の品評会と即売, 手芸などの作品展示, 児童作品の展示 <p>■粟屋西いきいきサロン支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン「寄りんさい家」の開催 <p>■粟屋町夏祭り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土芸能発表(長伝田楽), カラオケ大会, おたのしみ抽選会, 屋台 	<p>《平成20年度自治活動基本事業》三川合流部関連のみ</p> <p>■まちづくりビジョン推進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北溝川, 片丘川に関する関心を高めるためのウォークラリーの開催, 先進地視察 <p>■まちづくり活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラブリバー環境整備(春・秋), 北溝川, 片丘川一斉清掃 	<p>《平成20年度自治活動活性化事業》</p> <p>■第19回やつぎ馬洗川まつり「納涼大会」事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成2年に立ち上げた祭りを, 地域の伝統ある祭りとして後世に伝え, 地域内住民のふれあいと, 住民総参加による地域づくり実現のため, アトラクション(八次中学校吹奏楽部演奏, 八次小学校鼓笛演奏, 八次きんさい太鼓等), バザー出店, 花火大会などを実施 <p>■やつぎ歴史探訪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡看板製作 ・児童・生徒による遺跡, 史跡めぐりガイド ・岩屋寺探索(レクリエーション)
<p>《平成19年度自治活動活性化事業》</p> <p>■ふれあい事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい BONBONカーニバル ・まちの美化運動(河畔一斉清掃等) ・心とらぎ施設補修(尾関山水車改修) ・桜並木復活作業(旭町公園桜土手草刈作業) ・みんなの芸術発表会(三次地区チャリティーショー) 	<p>《平成19年度自治活動活性化事業》</p> <p>■江の川景観づくりと川舟遊覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川清掃と菜の花の種まき, 河川の低木の除去と除草作業, 川舟遊覧の開催(地元産農産物の販売) <p>■第30回記念粟屋町民文化祭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土芸能の保存と発表, 農産物の品評会と即売, 手芸などの作品展示, 児童作品の展示, 30周年記念誌作成 <p>■粟屋西いきいきサロン支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内サロンの開設(6回), 畑サロン「わかたのそば」の開設, 陶芸サロンの開設, ふるさと祭りの開催 	<p>《平成19年度自治活動基本事業》三川合流部関連のみ</p> <p>■まちづくりビジョン推進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北溝川, 片丘川に関する関心を高めるためのウォークラリーの開催, 先進地視察 <p>■まちづくり活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラブリバー環境整備(春・秋), 北溝川, 片丘川一斉清掃 	<p>《平成19年度自治活動活性化事業》</p> <p>■第18回やつぎ馬洗川まつり「納涼大会」事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内住民のふれあいと, 住民総参加による地域づくり実現のため, アトラクション, 花火大会, バザー出店などを実施 <p>■やつぎ歴史探訪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「やつぎ歴史探訪」発刊 ・児童・生徒への遺跡, 史跡巡りガイド ・岩屋寺探索
<p>《平成18年度自治活動活性化事業》</p> <p>■ふれあい事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい BONBONカーニバル ・まちの美化運動(旭土手公園美化) ・心とらぎ施設補修(三次小学校前花壇修復) ・桜並木復活作業(古桜調査費ほか) ・みんなの芸術発表会 	<p>《平成18年度自治活動活性化事業》</p> <p>■江の川観光資源の調査と研究事業</p> <p>■名所・旧跡の調査と保存事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡調査, 看板等作製, ボランティアによる史跡の清掃作業, たたらのルーツを探り, マップ化 <p>■あんぜんな地域づくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者の見守り活動, 安心・安全の個別啓発活動, 看板, 幟旗作製, ボランティア募集とジャンパー貸与 <p>■粟屋西地区活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なふれあいサロンの開催(会食, 健康づくり, 仲間づくり), 地域連帯感の深まるイベント開催, 地産地消の取り組み 	<p>《平成18年度自治活動活性化事業》</p> <p>■北溝川の清流復活と美化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北溝川の清流復活と美化事業 ① 現地調査の実施 ② 講演会の開催 ③ 広報用物品購入 <p>■まちづくり活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラブリバー環境整備(春・秋), 北溝川, 片丘川一斉清掃 	<p>《平成18年度自治活動活性化事業》</p> <p>■第17回馬洗川まつり「納涼大会」事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内住民のふれあいと, 住民総参加による地域づくり実現のため, アトラクション, 花火大会, バザー出店などを実施 <p>■地域安全マップづくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の通学路指定の適正化調査 ・地域安全マップを作成し, 全戸に配布する ・地域安全マップに基づいた児童・生徒の見守り活動の展開
<p>《平成17年度自治活動活性化事業》</p> <p>■ふれあい事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちの美化(河畦一斉清掃, 花火大会後のグランド清掃) ・ふれあい BONBONカーニバル ・旭町公園桜土手草刈 ・みんなの芸術発表会 ・大渦桜土手河畦一斉清掃などを実施 	<p>《平成17年度自治活動活性化事業》</p> <p>■粟屋町民文化祭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸能発表, 作品展示, 農産物等品評会, 地元野菜を利用したバザー(地産地消)などを実施 <p>■粟屋名所マップ・防災マップづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の史跡調査をおこない, 旧跡マップを作成し, 地域資源を再発見した ・自主防災の組織化のため, 戸別集落の避難場所, 位置を示す防災マップを作成 	<p>《平成17年度自治活動活性化事業》</p> <p>■まちづくり活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラブリバー環境整備(春・秋), 北溝川, 片丘川一斉清掃 	<p>《平成17年度自治活動活性化事業》</p> <p>■第16回馬洗川まつり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畠敷河川敷仮設グランドで開催 ・新興住宅として, 人口が急増する中で, 地域住民が一体となって取り組むことができ, 住民自治活動に対する意識の高揚を図ることができた <p>■グランドゴルフ大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親睦を目的に開催

参考 三次市HP : http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/chiki_m/machi_dukuri/jichi_soshiki/jichisoshiki.jsp

青字は三川合流部に直接関連する事項

2.4 アンケート調査

平成9年策定の「整備構想」を基に，社会経済状況や市民ニーズの変化を踏まえた整備計画を作成するにあたり，三川合流部の整備に対するニーズや維持管理への参加の意向など，広く市民の考えを把握するために実施しました。

2.4.1 調査概要

1) 実施時期

平成21年3月28日に発送，4月15日を締切として回収・分析。

2) 配布方法

無作為抽出，郵送による配布・回収。

3) アンケート対象，サンプル数

アンケート対象：三次市市民18歳～75歳（回答が難しいと考えられる施設入所者を除く）

サンプル数：2,000 サンプル発送（粟屋，三次，十日市，八次地区に配布）
配布数は地区別，男女別の居住人口比率に応じて決定。

4) 回収結果

回収数806通，回収率40.3%。

5) 調査精度

本アンケート調査では，調査結果の信頼度95%（通常のアンケート調査の目安）を得ることを目標としてサンプル数を決定し，アンケート配布を行いました。

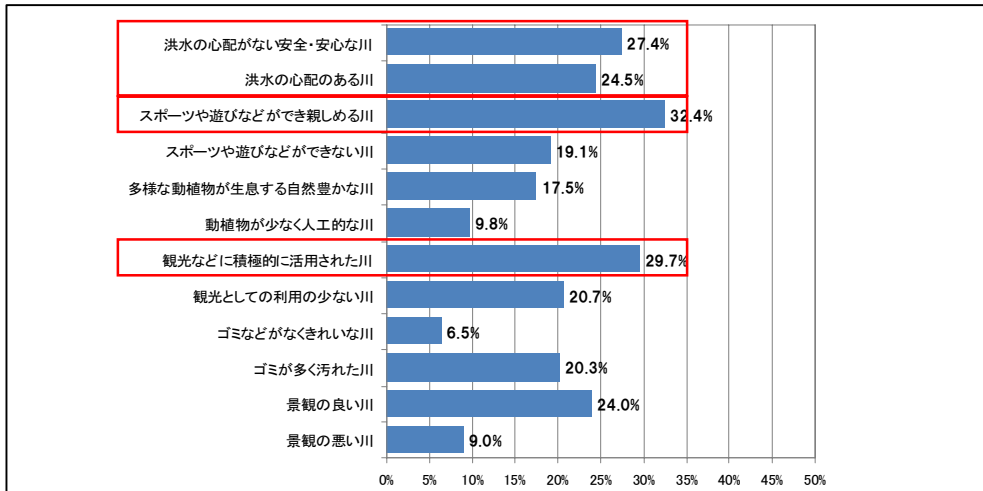
平成21年1月時点の住民基本台帳を基とすると，粟屋，三次，十日市，八次の総人口は26,822人であり，アンケートの回収結果は，回収率40.3%，回収数806通でした。

アンケート回収率40.3%の場合，信頼度95%を得るために必要な標本数は365票です。本アンケートでは806通回収しているので，信頼度95%以上のアンケート調査結果が得られたことが確認できます。

N：母集団 = 26,822
P：回収率 = 40.3%
E：許容できるサンプリングの誤差の範囲 (ここでは信頼度95%，E = 5%)
k：信頼度係数 (信頼度95%のときのk=1.96)
標本数 $n = \frac{N}{\frac{(E/k)^2 \times (N-1)}{P \times (100-P)} + 1} = 364.7$

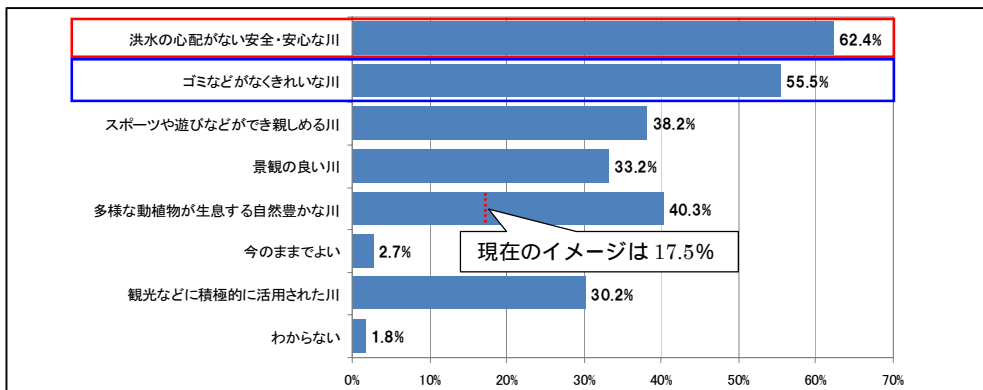
2.4.2 調査結果（抜粋）

問6 現在の三川合流部に対してどのように感じていますか。（現在のイメージ）



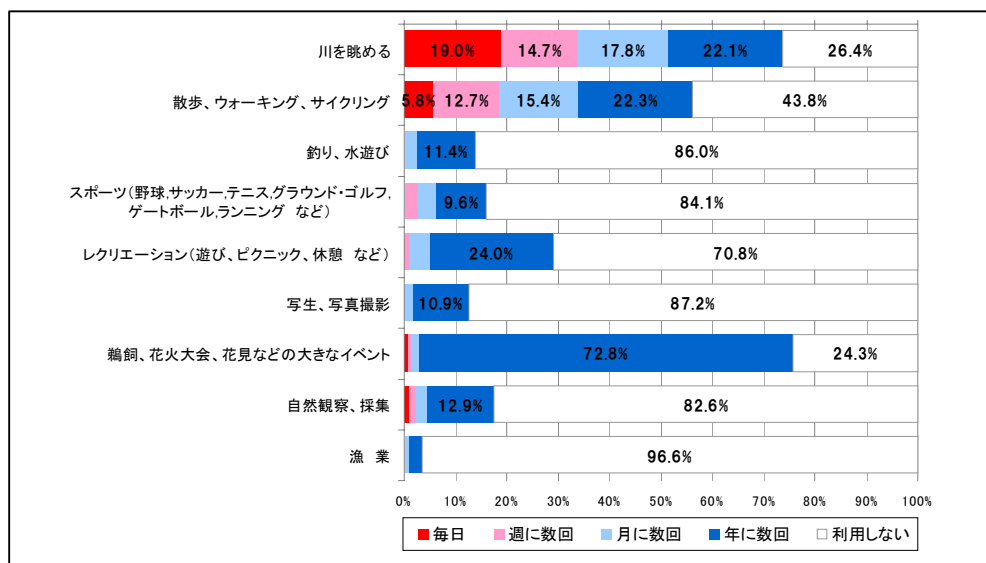
- ・「洪水の心配のない川」、「洪水の心配のある川」という回答が多いことから川の安心・安全に対する関心が高いことがわかる。
- ・「スポーツや遊びなどができ親しめる川」、「観光などに積極的に活用された川」と答えた方が多く、十日市親水公園や稲荷町グラウンドの利用や、鵜飼などが寄与した結果と想定される。

問9 将来の三川合流部はどのような川になって欲しいですか。（将来のイメージ）



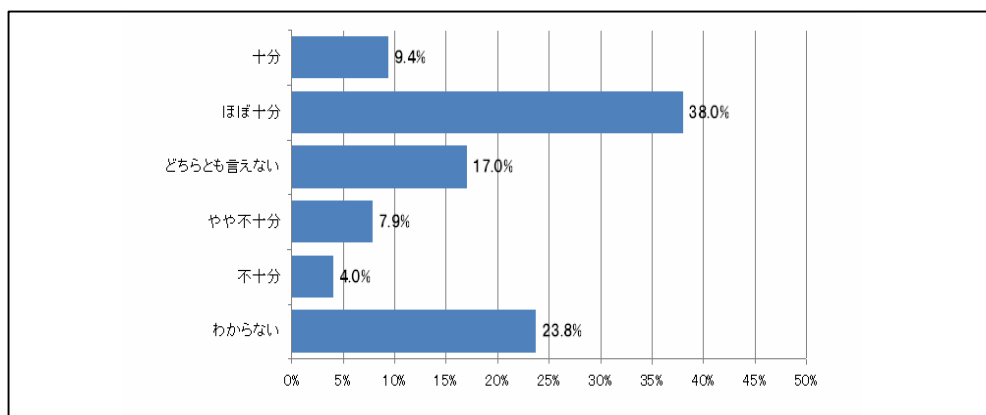
- ・「洪水の心配のない安全・安心な川」という回答が最も多く、川の安心・安全に対する関心が高いことがわかる。
- ・現在のイメージでは「ゴミなどがなくきれいな川」と答えた人は 6.5%であったが将来のイメージでは「ゴミなどがなくきれいな川」になって欲しいという回答が多いことから、「きれいな川」が望まれている。
- ・「多様な動植物が生息する自然豊かな川」などは現在のイメージとの差があることより、将来への期待が大きいものと言える。

問7 三川合流部をどのように利用していますか。また、その頻度はどれくらいですか。



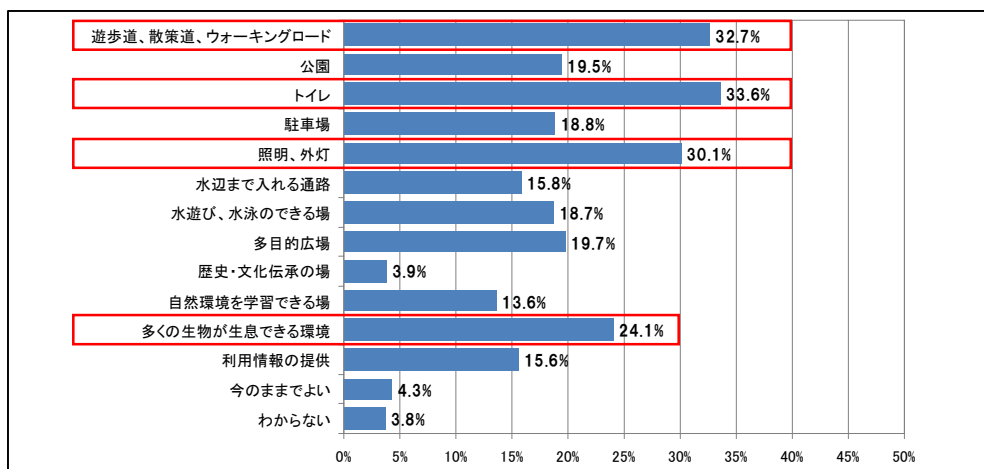
- ・「大きなイベント」は利用頻度が少ないが、利用形態としては最も多く、イベントを介した川の利用が行われていると言える。
- ・「川を眺める」、「散歩」の利用頻度が比較的高く、日常的に川の利用が行われていると言える。

問8 現在の三川合流部の洪水に対する安全対策についてどう思いますか。



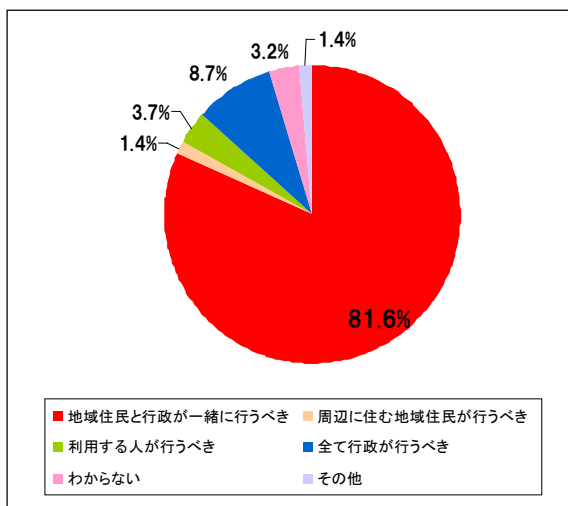
- ・「十分」、「ほぼ十分」を合わせると 47.4%と約半数になり、安全対策について一定の評価があることがわかる。
- ・ただし、残りの半数については「わからない」や「不十分」と答えていることより安全対策が引き続き求められていると言える。

問 11 今後、三川合流部を「利用しやすく」するためには何が必要だと思いますか。

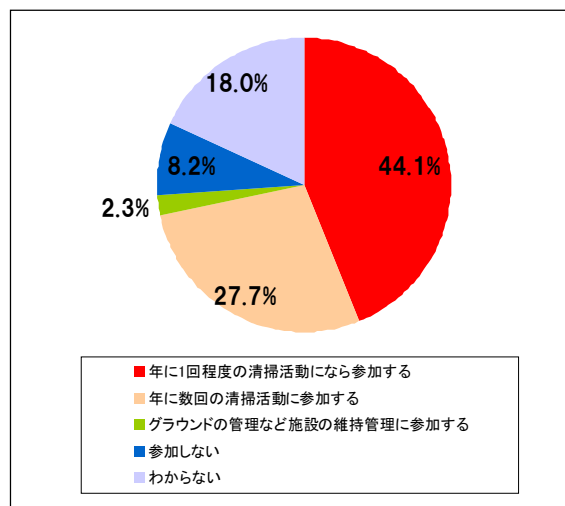


・具体的な整備ニーズとして「トイレ」、「遊歩道、散策道、ウォーキングロード」、「照明、外灯」、「多くの生物が生息できる環境」が多く挙げられている。

問 14 こうした取組みが行われている中で、三川合流部の維持管理は誰が行うべきだと思いますか。



問 15 三川合流部の維持管理について、どの程度ならあなたは参加できますか。



・維持管理は8割以上が「地域住民と行政が一緒に行うべき」と回答しており、維持管理への意識が高い。また、約75%の方がなんらかの形で維持管理に参加可能と答えており、河川整備後の維持管理に対する協力が得られる可能性が高いことを示している。

3. 河川整備の方向性

2章では河川特性，上位計画・関連計画，地域活動，アンケート調査から現状の把握を行いました。本章では2章を踏まえて，河川整備の方向性を示します。

洪水の不安からの解消

三川合流部周辺は幾度となく洪水に見まわられてきており，特に昭和47年7月水害では10,000棟以上が浸水するなど大規模な被害を受けました。治水事業が進められてきた現在でも市民は洪水のない安心な川を求めており，引き続き洪水の不安を解消していく必要があります。



昭和47年7月水害の様子

生態系の再生，育成

三次市環境基本計画には生態系の保全や水質の浄化に向けた取組みの必要性が明確にされています。また，市民からもきれいな水質を取り戻したいという声が挙げられています。これからのかわづくりは生態系に配慮し，再生，育成していく必要があります。



環境学習の様子

川と人との距離の縮減

治水事業を進めた一方で川と人との距離が遠くなってしまったことも事実です。三次市健康増進計画やまちづくりビジョンにもあるように，ウォーキングなどによる河川空間の利用や水辺に近づくことのできるアプローチなど川と人の距離の縮減を図る必要があります。



河川沿いでマラソン大会の様子

河川の資源・魅力の向上

観光関連計画の中では資源そのものの魅力の向上や，快適性の向上が謳われています。市民からも「鵜飼」，「花火大会」，「尾関山」などは地域の自慢として挙げられています。これらを三次の観光資源として魅力を向上させていく必要があります。



花火大会の様子

市民の川への意識の醸成

三川合流部周辺の市民は「2.3 地域活動」にあるように，これまで継続的に維持管理に取り組んできています。また，まちづくりビジョンなどでも河川関連の項目を取り上げており関係が深いことを示しています。今後も市民の川に対する意識を醸成していく必要があります。



市民による清掃活動の様子

4. 全体計画

4.1 基本理念



三次市は、古来、川とともに歩んできました。花園古墳（十日市南）から釣り針が見つかるなど、古くから漁が行われており、鮎の「鵜飼漁」は、戦国時代末期(1560年頃)から始まったとされています。江戸時代には山陽と山陰を結ぶ交易の要路として水運が三次の重要な産業となりました。また、交通手段として三川合流部には数箇所の渡船場があり、昭和初期に架橋されるまで利用されてきました。同時に川は信仰の対象であり、川を望む場所に祠や神社が建てられています。

一方で、三川合流部は度々洪水に脅かされてきました。特に昭和47年7月洪水は甚大な被害をもたらしました。以降、抜本的な治水対策が講じられ、現在は100年に一度の洪水にも耐える安全性を確保しています。

しかし、治水対策の進展に伴い、私たちから川が遠くなっていきました。また、近年の生活環境の変化による生活排水等が河川の水質を悪化させ、外来種の増加や水循環の変化が追い討ちをかけ、風情のあった河原が雑草に蝕まれています。

これに対して、市民は川を日常の散策やスポーツなどに利用し、維持管理活動にも積極的に取り組むなど、郷土の川への愛着は薄れることなく、受け継がれてきました。環境問題に対する関心の高まり、水と緑の癒しや子どもたちへの教育的効果が見直されてきたことなどあいまって、多様な動植物などが生息している河川の環境を保全・改善し、有効に活用しようという機運が高まっています。

また、河川を資源とした鵜飼、花火大会、尾関山、桜並木など、観光やイベントに利用され、観光資源ともなり、地域外の人々にとっても魅力ある川でもあります。

今後は、川が本来持つ機能を見直し、水質の改善や生態系の復元・保全に努め、かつてそうであったように、川を観光や生業、憩いの場など様々な市民の生活のステージとして取り戻す取り組みを協働で進めます。そして、「ひと」「まち」「かわ」の息吹や鼓動をさらに感じることができ、地域・世代を超えて人々に愛され、三次市の真の象徴となる「巴峡みよし」を目指します。

この基本理念の実現のために三次市は市民や河川管理者と協働で、整備計画を推進するとともに、市民一人一人や既存コミュニティー、行政がそれぞれの責任や権利、役割を明らかにし、これまでの行政主導から市民が主役となる市民主導のかわづくりへの転換を図ります。

4.2 目標年次

本整備計画では、国の江の川水系河川整備計画に併せて今後20～30年を目標として、市民や河川管理者が協働を図りながら、取り組んでいく内容を示しました。

4.3 基本方針

基本理念を受け、河川の安全性を確保しながら、周辺のまちづくりと連動し、多くの人々が川に触れることができ、愛着の持てる三川合流部にするために、5つの基本方針を定めます。併せて方針を具現化するための整備方針を示します。

①	安心・安全なかわづくり
---	-------------

昭和47年7月洪水以降、築堤やダム建設などを経て、治水対策を講じてきた結果、一定の安全性が確保されてきました。引き続き、三川合流部の利用促進や環境の保全のための整備を行う際にも、防災、安全面を第一義的に考えたかわづくりに努めます。

②	自然豊かで動植物が息づく、水や景観の美しいかわづくり
---	----------------------------

三川合流部周辺の自然は動植物にとっても貴重なものであるため、これらの生物の生息環境を守るとともに、豊かな自然の根底となる水質の向上を図ります。また、コンクリート護岸の修景など景観としても美しいかわづくりに努めます。

【整備方針】

- ◇生態系、景観に配慮した空間の創出
- ◇水辺学習のできる空間の創出

③	親水空間や憩い空間のあるかわづくり
---	-------------------

治水対策を講じてきたことで、人と川の距離が遠くなったことは否めません。そこで、貴重な河川敷地を積極的に利用し、水辺の学習や水辺に親しむことのできる親水空間の創出、スポーツやレクリエーション、健康づくりなど、憩うことのできる空間の創出を図ります。

【整備方針】

- ◇親水空間の創出
- ◇回遊性の向上を図るかわづくり
- ◇憩いの場としての都市内河川づくり

④	三次の象徴的な資源を活かした観光に活用されたかわづくり
---	-----------------------------

三川合流部では鶺鴒、花火大会、尾関山など、三次でも有数の観光資源が点在しています。これらの資源を最大限活かすことのできるような空間の整備を行い、観光に活用されたかわづくりに努めます。

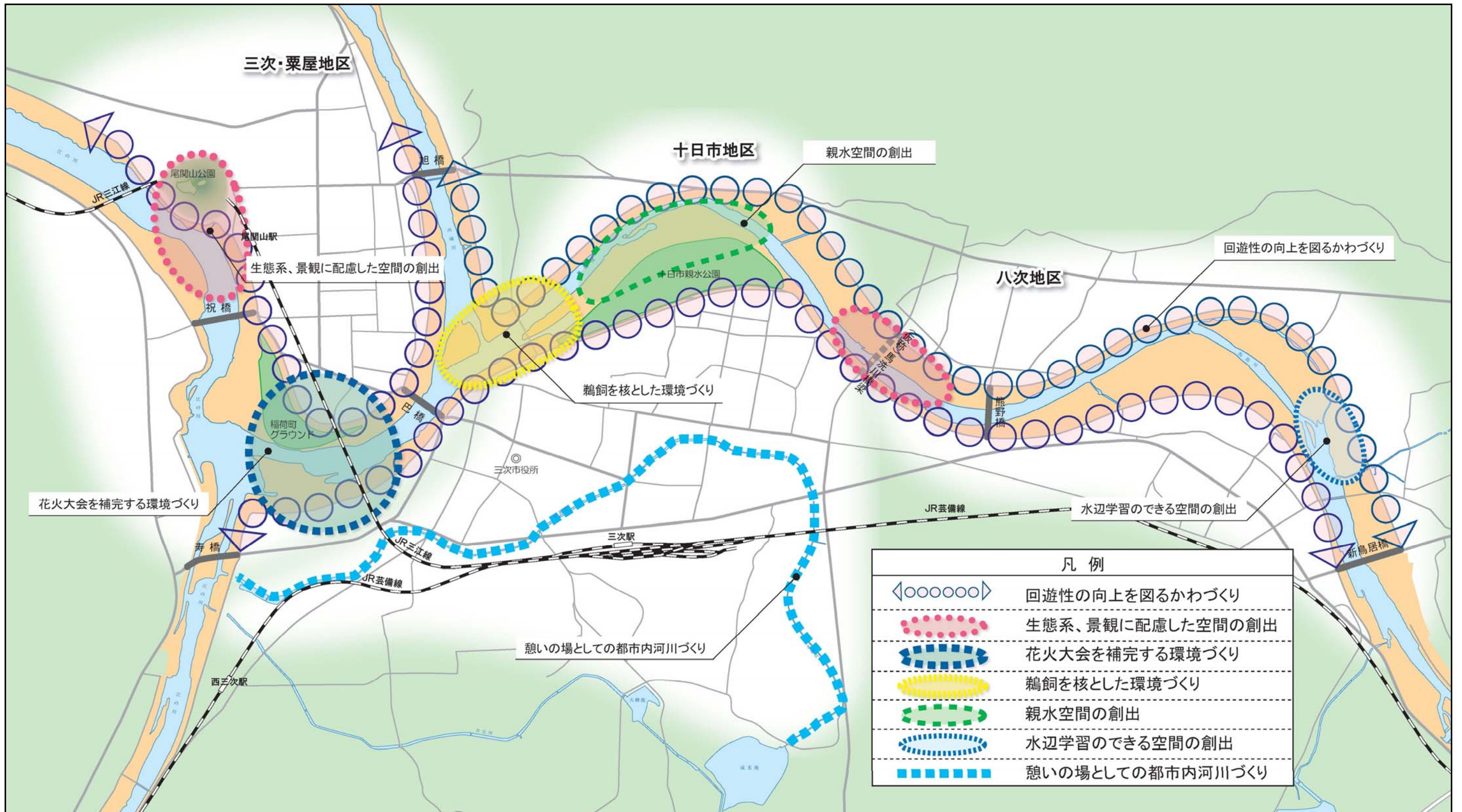
【整備方針】

- ◇花火大会を補完する環境づくり
- ◇鶺鴒を核とした環境づくり

⑤	市民から愛着、親しみの持てる、地域に支えられたかわづくり
---	------------------------------

現在の市民、各種団体、企業による河川清掃や、水質浄化活動をより広く促進し、新たなイベントの開催、愛着度の向上のための空間整備、仕組みづくりに努めます。また、継続的なかわづくりを行うために必要な人づくりを進めます。

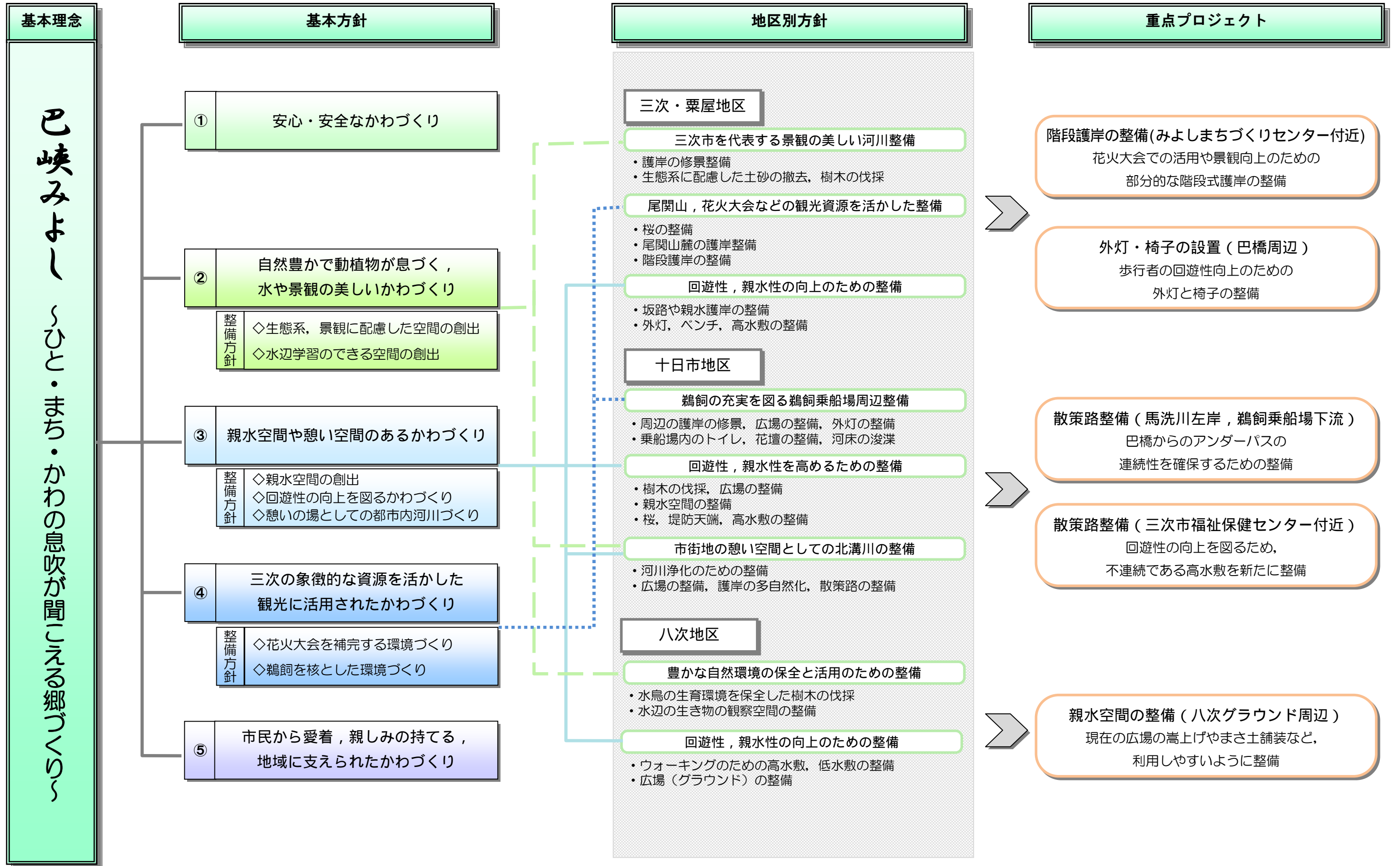
4.4 基本構想図



基本構想図

4.5 計画体系図

今後、三次市が三川合流部周辺を整備する際の「基本理念」とその骨格となる5つの「基本方針」を定め、それらを具現化する方策を示しました。さらに全体の基本方針に基づいて、地区ごとの方針を各々に定め、方針に沿って整備メニューを策定し、特に今後5年を目途に整備を進めていくものを重点プロジェクトとして決めました。



5. 地区別計画

5.1 三次・粟屋地区

5.1.1 地区整備方針

三次・粟屋地区では昭和47年7月洪水以降、無堤防地区には堤防を築くなど、治水事業による安全対策が行われてきました。現在は概ね安全性が確保されています。

当該地区は、卯建の残る古い町並みを残した歴史的な街道や、春は桜、秋は紅葉でにぎわう尾関山、稻荷町グラウンドを打ち上げ場所とした花火大会など、三次市でも有数の地域資源のある地区です。また、三川が合流する特徴ある地形状況を成しており、川面にたちこめる霧による霧の海や、三川合流部全体が眺望できる高谷山など景観的にも重要なポイントとなっています。このような状況もあって、地区住民は居住地のすぐ側を流れる西城川、馬洗川に愛着を持ち、清掃活動を行うなど河川の維持管理の一役を担っています。

これらの地区状況と三川合流部全体の基本方針を踏まえ、三次・粟屋地区では以下の方針を定めて整備を進めていきます。

1) 三次市を代表する景観の美しい河川整備〔景観〕

【施策の基本的な方向】

桜の名所である尾関山や三次市中心部を見渡すことのできる高谷山や卯建の残る古い町並みがあるなど景観的要素が強い地区であることから、これらと一体的な美しいかわづくりを進めます。

【取組み】

護岸の修景整備

現在、築堤されているコンクリート護岸は無機質であり、堤外の景観に圧迫感を与えています。このため護岸緑化などの修景整備を行います。

生態系に配慮した土砂の撤去、樹木の伐採

川に堆積した土砂や生い茂った木々は河川の流下を妨げ、ゴミなどが蓄積する原因となります。そのため、堆積した土砂の撤去、生い茂った樹木の伐採を進めます。



尾関山からの景観



現在のコンクリート護岸

本計画で示す地区は、本来の地区区分に限定せず一体的な検討を行ったため周辺の地区も含んでいます。(以下同様)

2) 尾関山，花火大会などの観光資源を活かした整備〔観光〕

【施策の基本的な方向】

三次市有数の三川合流部の観光資源である尾関山，夏の花火大会をより充実させていくためのかわづくりを進めます。

【取組み】

桜の整備

尾関山と連続した江の川右岸の桜は老木化が進んでいます。周辺の護岸との連続性を確保するため，三次市の風物詩にもなっている桜を新たに整備します。

尾関山麓の護岸整備

観光の新たな取組みとして，昼間の三川合流部の遊覧が行われています。

これと連動して，尾関山にもアクセスすることのできる整備や，降船場となる護岸の整備を行います。

階段護岸の整備

コンクリート護岸を改修し，階段護岸として，日常的には川を眺める場とし，花火大会では観覧席として利用できるような階段護岸の整備を行います。



尾関山の桜



花火大会

3) 回遊性，親水性の向上のための整備〔回遊・親水〕

【施策の基本的な方向】

築堤などにより遠くなったひとつかわの距離を近づけるために，日常的に川に親しむことのできるかわづくりを進めます。

【取組み】

坂路や親水護岸の整備

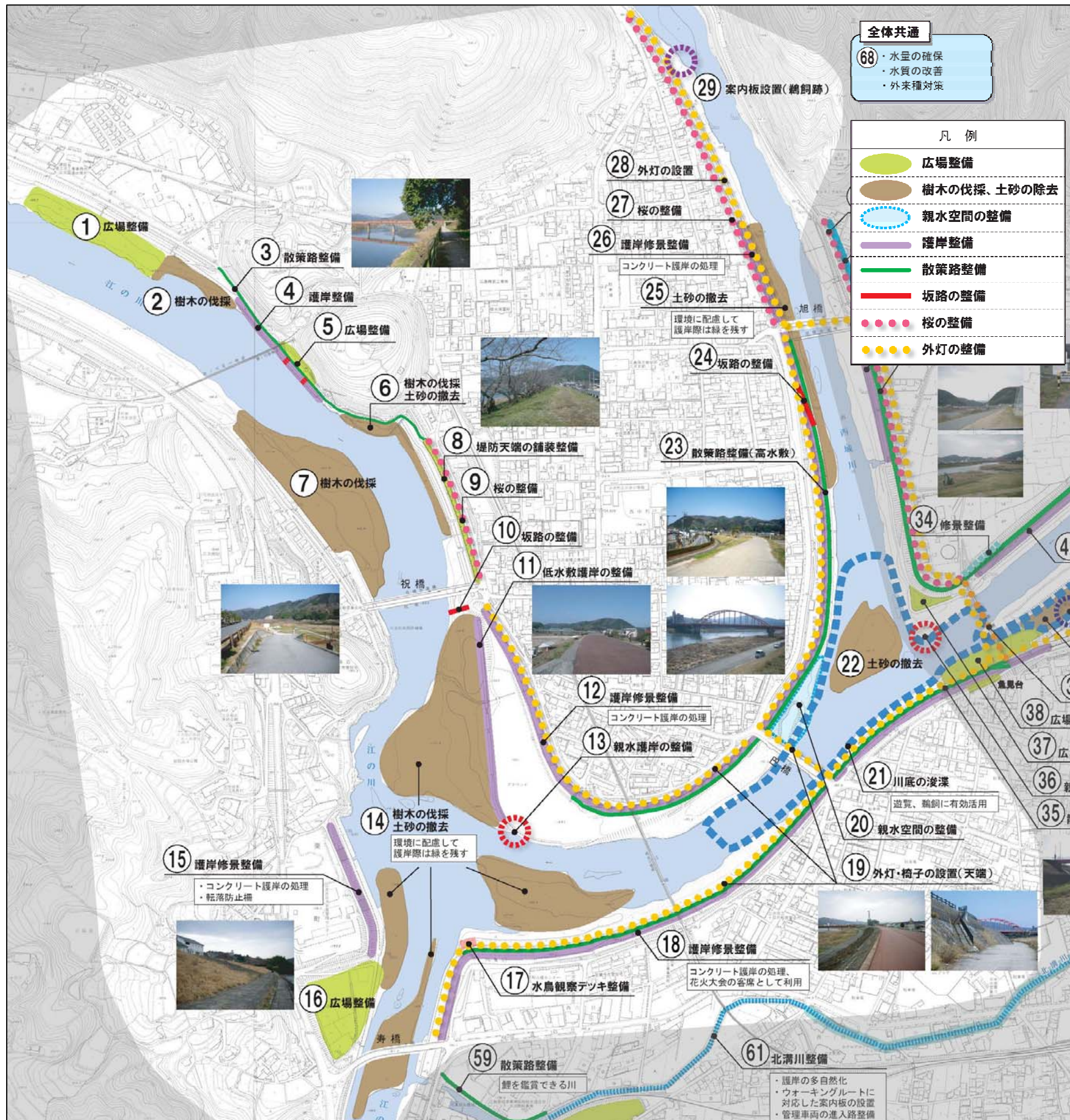
高水敷までのアクセスは確保されているものの，高水敷から水面までのアクセスが確保されていないため，水辺に降りることのできる坂路や親水護岸を整備します。

外灯，ベンチ，高水敷の整備

堤防天端や高水敷はウォーキングに利用されていますが，より一層人々の回遊性を高めるため，外灯の整備，ベンチの整備，高水敷の整備を行います。

5.1.2 整備計画

前項の「取組み」を具体化した「整備メニュー」の項目と方針との対応，整備内容，平成9年の構想時に策定された計画の継続，位置図を示します。



三次・粟屋地区 整備位置図

三次・粟屋地区 整備項目と整備内容、目的

番号	方針	項目	整備内容、整備目的	継続
1	回遊・親水	広場整備	グラウンドゴルフ、イベント、桜の時期の尾関山公園の駐車場として利用できる広場の整備	
2	景観	樹木の伐採	ゴミの堆積の回避や景観向上のための樹木の伐採	
3	回遊・親水	散策路整備	生活動線の確保、昼間の遊覧での活用	
4	観光	護岸整備	昼間の遊覧での活用	継続
5	観光	広場整備	昼間の遊覧での活用	
6	景観	樹木の伐採、土砂の撤去	ゴミの堆積の回避や景観向上のための樹木の伐採または土砂の撤去	
7	景観	樹木の伐採	ゴミの堆積の回避や景観向上のための樹木の伐採	
8	観光	堤防天端の舗装整備	桜の時期の花見のための舗装の整備(土系舗装)	継続
9	観光	桜の整備	老木化した桜の代替として川裏に新たに整備	継続
10	回遊・親水	坂路の整備	親水、消防を目的として水辺までの坂路の整備	
11	回遊・親水	低水敷護岸の整備	高水敷から低水敷にアクセスすることのできる部分的な護岸の改修整備	
12	景観	護岸修景整備	花火大会での活用や景観向上のための部分的な階段式護岸への整備	継続
13	回遊・親水	親水護岸の整備	水辺に降りられるような階段護岸などの整備	継続
14	景観	樹木の伐採、土砂の撤去	ゴミの堆積の回避や景観向上のための樹木の伐採または土砂の撤去	
15	景観	護岸修景整備	花火大会での活用や景観向上のための部分的な修景整備と転落防止柵の設置	
16	観光	広場整備	イベントの開催場所、花火大会での駐車場としての活用のための整備	
17	景観	水鳥観察デッキ整備	野鳥の会の観察場所となる観察デッキの整備	
18	景観	護岸修景整備	花火大会での活用や景観向上のための部分的な階段式護岸の整備	
19	回遊・親水	外灯・椅子の設置(天端)	歩行者の回遊性向上のための外灯と椅子の整備	継続
20	回遊・親水	親水空間の整備	人々が川に近づけるような石積み護岸などの整備	継続
21	観光	川底の浚渫	鶴飼の実施範囲を広げ、観光振興に寄与するための浚渫	
22	観光	土砂の撤去	鶴飼での利用、景観向上のための土砂の撤去	
23	回遊・親水	散策路整備(高水敷)	歩行者の利用を促すカラー舗装や足に優しい舗装への整備	継続
24	回遊・親水	坂路の整備	消防のための坂路の整備	
25	景観	土砂の撤去	景観向上のための土砂の撤去	
26	景観	護岸修景整備	景観向上のための部分的な階段式護岸の整備、花壇の整備、プランターの設置など緑化のための整備	
27	景観	桜の整備	川裏に新たに桜を整備	
28	回遊・親水	外灯の設置	歩行者の回遊性向上のための外灯と椅子の整備	
29	観光	案内板設置(鶴飼跡)	鶴飼乗船場跡を説明する案内板の整備	

※赤字は重点プロジェクト

5.2 十日市地区

5.2.1 十日市地区整備方針

十日市地区も昭和47年7月洪水で大きな被害を受け、以降、築堤などの治水事業を進めてきました。当該地区には、地域に親しまれている十日市親水公園、北溝川や三次の観光資源である鵜飼の遊覧場所などがあり、川と親密な関係性のある地区です。十日市親水公園は広島県のラブリバー制度に登録され、地域のスポーツ団体などに継続的に利用されるとともに、同団体によって清掃活動が行われるなど、積極的な維持管理活動が行われています。また、地区住民も協働で清掃活動を行っています。

このように当該地区の馬洗川は十日市親水公園を中心としたスポーツによる利用や、周辺の堤防でのウォーキング利用がみられます。また、三次の顔のひとつである鵜飼の発着場となる、鵜飼乗船場があり、観光の拠点ともなっています。

一方で、三次市の市街地を流れる北溝川は都市内の河川として、沿川に広場が数箇所整備されており、地区住民に親しまれる川となっています。また、維持管理や北溝川を利用したイベントなども活発に行われています。しかし、生活排水の流れ込みがあり、河川の水量も少ないといった側面も併せ持っています。

これらの地区状況と三川合流部全体の基本方針を踏まえ、十日市地区では以下の方針を定めて整備を進めていきます。

1) 鵜飼の充実を図る鵜飼乗船場周辺整備〔鵜飼〕

【施策の基本的な方向】

鵜飼乗船場周辺の整備を行い、三次市の観光資源のひとつである鵜飼をより充実させるかわづくりを進めます。

【取組み】

周辺の護岸の修景、広場の整備、外灯の整備

鵜飼乗船場周辺の護岸の修景、広場の整備、外灯の整備を行います。

鵜飼乗船場のトイレ、花壇の整備、河床の浚渫

鵜飼乗船場に利用客が使用できるトイレ、利用客を迎える花壇を整備します。また、乗船場内の河床を浚渫します。



鵜飼の様子



鵜飼乗船場

2) 回遊性，親水性を高めるための整備〔回遊・親水〕

【施策の基本的な方向】

ウォーキングなどに利用しやすくし，回遊性を高めるとともに，日頃から川に親しむことのできるかわづくりを進めます。

【取組み】

樹木の伐採，広場の整備

既存の広場，公園を活用し，日常的に利用できる広場を拡張または再整備を行います。

親水空間の整備

より身近に川を感じてもらえることできるように，広場の一部から水辺に降りられる親水空間を整備します。

桜，堤防天端，高水敷の整備

堤防天端はウォーキングロードなどに利用されており，さらに人々の回遊性を高めるため，桜の整備，堤防天端，高水敷の整備を行います。



十日市親水公園

3) 市街地の憩い空間としての北溝川の整備〔北溝川〕

【施策の基本的な方向】

市街地に流れる河川として，人々に潤いと癒しを与える空間としてのかわづくりを進めます。

【取組み】

河川浄化のための整備

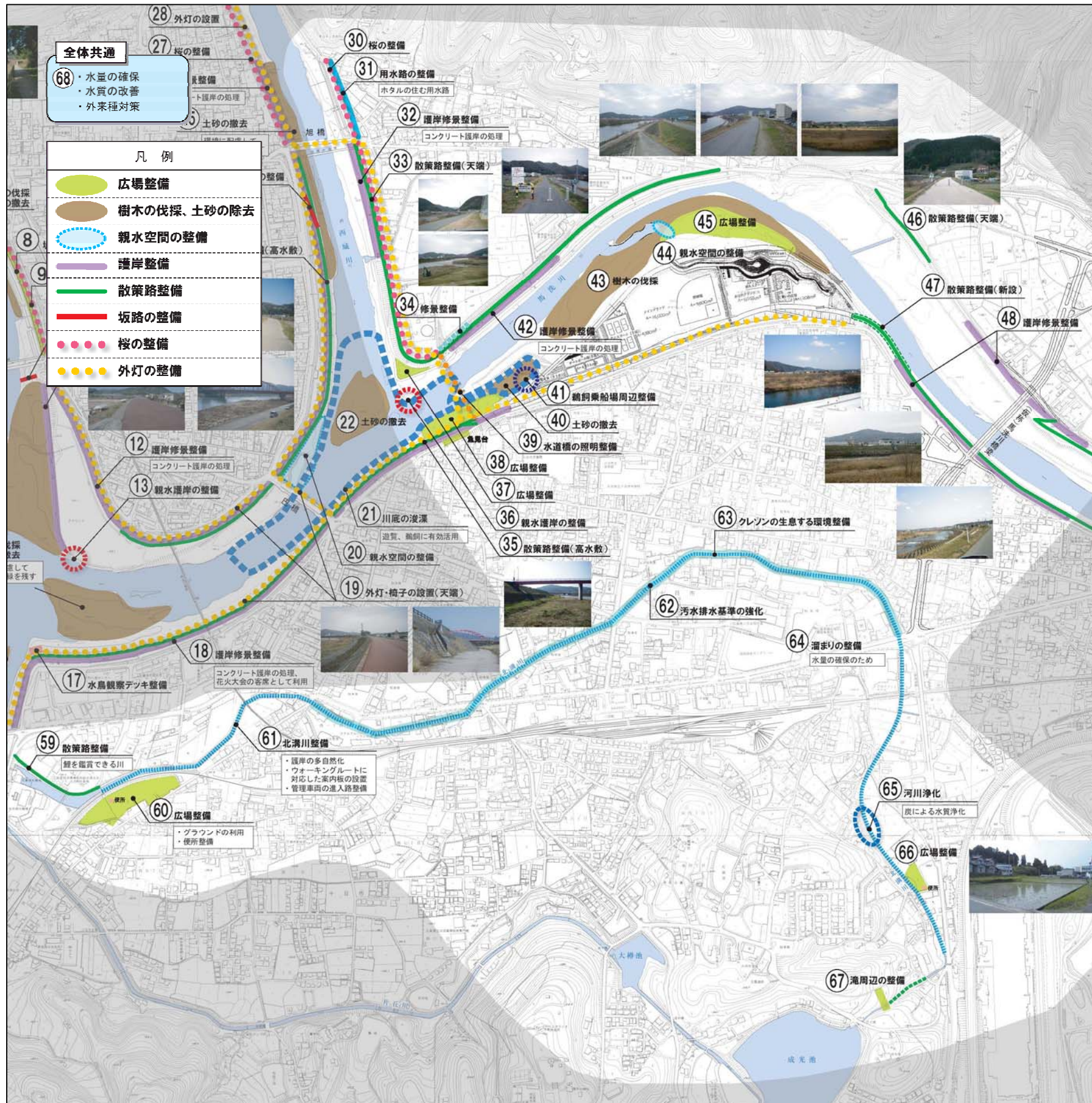
多種多様な生物が生息できるように河川の水質向上を図るため，堆積土の除去，植物などによる河川浄化対策や排水基準の強化等に取り組みます。

広場の整備，護岸の多自然化，散策路の整備

川に親しむことのできるよう，上流部の滝周辺の整備，川に併設した広場の整備，護岸の多自然化，散策路の整備を行い，案内板の設置を行います。

5.2.2 整備計画図

前項の「取組み」を具体化した「整備メニュー」の項目と方針との対応，整備内容，平成9年の構想時に策定された計画の継続，位置図を示します。



十日市地区 整備位置図

十日市地区 整備項目と整備内容，目的

番号	方針	項目	整備内容、整備目的	継続
30	鶺鴒	桜の整備	川裏に新たに桜を整備	
31	鶺鴒	用水路の整備	ホテルの舞う川とするために環境の再整備	
32	鶺鴒	護岸修景整備	景観向上のための部分的な階段式護岸の整備，花壇の整備，プランターの設置など緑化のための整備	
33	鶺鴒	散策路整備(天端)	歩行者の利用を促すカラー舗装や足に優しい舗装への整備	
34	鶺鴒	修景整備	周辺からポンプ場が視界に入らないように，川裏に植栽を整備	
35	回遊・親水	散策路整備(高水敷)	巴橋からのアンダーパスの連続性を確保するための整備	継続
36	回遊・親水	親水護岸の整備	水辺に降りられるような階段護岸などの整備	
37	鶺鴒	広場整備	鶺鴒を盛り上げるイベント広場として整備	継続
38	回遊・親水	広場整備	河川合流部を眺めることのできる平地の整備	
39	回遊・親水	水道橋の照明整備	鶺鴒を盛り上げる要素として水道橋にガス灯を整備	
40	鶺鴒	土砂の撤去	鶺鴒乗船場内を綺麗に保つための浚渫	
41	鶺鴒	鶺鴒乗船場周辺整備	鶺鴒乗船場付近にトイレ，花壇，照明，売店等の整備	
42	鶺鴒	護岸修景整備	景観向上のための部分的な階段式護岸の整備，花壇の整備，プランターの設置など緑化整備	
43	回遊・親水	樹木の伐採	ゴミの堆積の回避や景観向上のための樹木の伐採	
44	回遊・親水	親水空間の整備	人々が川に近づけるような石積み護岸などの整備	継続
45	回遊・親水	広場整備	消防団等の訓練や子どもから老人までが自由に来て憩うことのできる空間を整備	
46	回遊・親水	散策路整備(天端)	歩行者の利用を促すカラー舗装や足に優しい舗装への整備	
47	回遊・親水	散策路整備(新設)	回遊性の向上を図るため，不連続であった高水敷を新たに整備	
48	回遊・親水	護岸修景整備	上原順万地線と併せて景観向上のための部分的な階段式護岸の整備，花壇の整備，プランターの設置など緑化整備	
59	北溝川	散策路整備	鯉の鑑賞用や水防活動及び管理道として散策道を整備	
60	北溝川	広場整備	スポーツ利用や消防訓練の場として整備	継続
61	北溝川	北溝川整備	・護岸の多自然化 ・ウォーキングルートに対応した案内板の設置 ・維持管理用の進入路の整備	継続
62	北溝川	汚水排水基準の強化	生活汚泥などの流れ込みがあるため汚水の排水基準の強化	
63	北溝川	クレソンの生息する環境整備	土砂の入替などによる整備	
64	北溝川	溜まりの整備	水質保全のための簡易な堰などの整備	
65	北溝川	河川浄化	植物など水質浄化のための整備	
66	北溝川	広場整備	ウォーキングなどの拠点として整備	
67	北溝川	滝周辺の整備	滝を周知し，北溝川に親むため滝を臨むことのできる広場を整備	

※赤字は重点プロジェクト

5.3 八次地区

5.3.1 八次地区整備方針

八次地区では、長年、地域に親しまれている「馬洗川まつり」が馬洗川右岸の高水敷（グラウンド）を利用して行われており、川と地域が密着した関係を築いています。

地区内の河川断面が広がっている箇所では土砂が堆積し、一部は河川管理者が伐採しているものの樹林化しています。また、三川合流部全域に及んで外来種の動植物が増加しており、在来種の生態系を脅かしています。

地区住民は自治連合会を中心に、グラウンドの草刈や地域全体のクリーン作戦を実施しており、維持管理活動が活発に行われています。その他、堤防天端は車道として利用されていることから、歩行者は高水敷を利用しています。

これらの地区状況と三川合流部全体の基本方針を踏まえ、八次地区では以下の方針を定めて整備を進めていきます。

1) 豊かな自然環境の保全と活用のための整備 【自然】

【施策の基本的な方向】

水鳥や水辺の生き物などを保全するとともに、それらを観察できるような水辺の環境学習のためのかわづくりを進めます。

【取組み】

水鳥の生育環境を保全した樹木の伐採

当該地区は、低水路に土砂が堆積し樹林化している箇所が目立ちます。治水上の問題や景観上の問題、ゴミが蓄積するなどの問題がある一方で、水鳥の生育環境ともなっているため、調和を図りながら樹木の伐採を行っていきます。

水辺の生き物の観察空間の整備

周辺に小学校が位置していることから、環境学習などに活用するため、水辺の生き物を観察することのできる拠点を整備します。



環境学習の様子



樹林化した河川敷

2) 回遊性，親水性の向上のための整備　〔回遊・親水〕

【施策の基本的な方向】

ウォーキングなどに利用しやすくし，回遊性を高めるとともに，日頃から川に親しむことのできるかわづくりを進めます。

【取組み】

ウォーキングのための高水敷，低水敷の整備

河川空間を一体的に回遊できるように，高水敷や低水敷を快適に歩行できるように整備します。

広場（グラウンド）の整備

馬洗川まつりに利用されているグラウンドをかさ上げし，舗装を変え，利用しやすいように整備します。



馬洗川まつりの様子

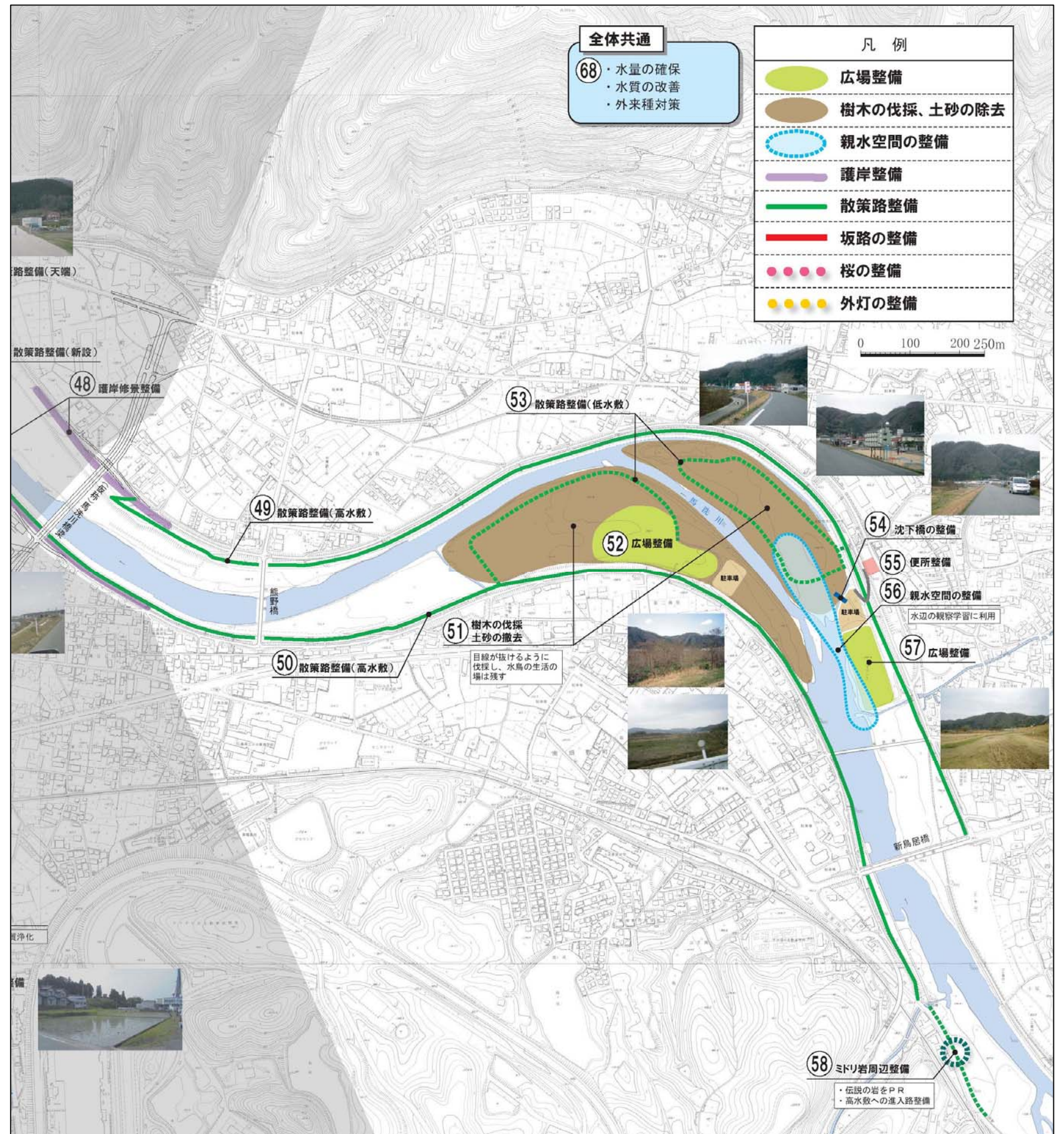
5.3.2 整備計画図

前項の「取組み」を具体化した「整備メニュー」の項目と方針との対応，整備内容，平成9年の構想時に策定された計画の継続，位置図を示します。

八次地区 整備項目と整備内容，目的

地区	番号	方針	項目	整備内容、整備目的	継続
八次地区	49	回遊・親水	散策路整備(高水敷)	歩行者の利用を促すカラー舗装や足に優しい舗装への整備	
	50	回遊・親水	散策路整備(高水敷)	歩行者の利用を促すカラー舗装や足に優しい舗装への整備	
	51	自然	樹木の伐採、土砂の撤去	水鳥の生活の場は残しながら、ゴミの堆積の回避や景観向上のための樹木の伐採または土砂の撤去	
	52	回遊・親水	広場整備	スポーツ利用や地域住民の憩いの場として整備	
	53	回遊・親水	散策路整備(低水敷)	水辺の近くを散策できる散策道を簡易な舗装で整備	継続
	54	回遊・親水	沈下橋の整備	低水敷を一体的に利用できるよう親水性のある沈下橋を整備	
	55	回遊・親水	便所整備	河川利用者、公園利用者のための便所の整備併せて河川からのアクセス道を整備	
	56	自然	親水空間の整備	人々が川に近づけ、こどもたちの環境学習ができるような石積み護岸などの整備	継続
	57	回遊・親水	広場整備	現在の広場の嵩上げやまssa舗装など、利用しやすいように整備	継続
58	自然	ミドリ岩周辺整備	案内板の設置や高水敷の進入路の整備		

※赤字は重点プロジェクト



八次地区 整備位置図

6. 継続的なかわづくりに向けて

これまで三川合流部のかわづくりは昭和 47 年 7 月洪水の後，築堤などの治水事業を中心に進めてきました。治水事業が概ね実現されてきた中で，今後，継続してかわづくりを行っていく上では，市民が主体となった積極的な取組みが求められています。本計画の実現を図るためには，ハード整備だけではなく，ソフト面の取組み（体制・仕組みづくり，活動推進など）の充実も必要となります。

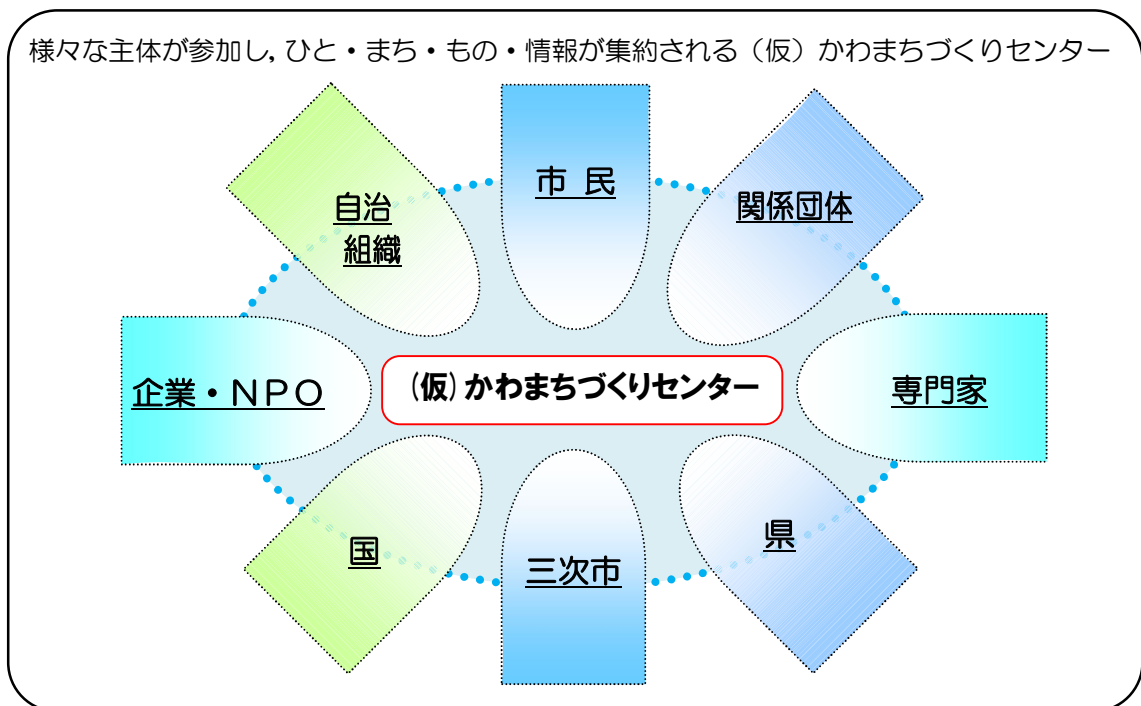
6.1 市民との協働による組織づくり

本計画の策定プロセスで実施したように，今後も市民と行政が協働してかわづくりに取り組んで行くことが必要となります。

また，まちづくりと同様にかわづくりにおいても市民が主役であり市民の主体性，協力は必要不可欠です。そのため，かわづくりに関する様々な情報が集約され，かわづくりに関して市民，行政，専門家などが協働して計画検討，実施，見直しなどについて議論することができる組織「（仮）かわまちづくりセンター」を目指します。

構築に当たっては設立準備会を発足させ，関係団体などに参加を促し，「（仮）かわまちづくりセンター」の構築を着実に進めていきます。国，県，市は設立の支援，会議・資料支援などを行い，計画の見直しについてもこの組織を中心として検討を行う継続的な取組みとします。

組織づくりイメージ



活動方針	活動内容
自治組織，行政区域を越えた活動	・横断的な組織を活かした新規のイベント企画の立案
川とまちを近づける活動	・水質改善の取組み，意識啓発活動 ・環境学習の支援・実施
協働による活動	・維持管理の調整会議，計画検討への参画など

6.2 かわづくりを推進する取組み

継続してかわづくりを進めるためには、整備メニューに位置づけたハード整備だけではなく、「情報を提供する」、「利用する」、「きれいにする」、「生態系の保全」、「意識啓発」などの取組みも必要です。

今後は市民と行政が協働し、国、県などと連携を図りながら「4.3 基本方針」に沿った取組みを展開することとし、その取組み例を示します。

方針 取組み項目	安心・安全なかわづくり	自然豊かで動植物が息づく、 水や景観の美しいかわづくり	親水空間や憩い空間のある かわづくり	三次の象徴的な資源を活かした 観光に活用されたかわづくり	市民から愛着、親しみの持てる、 地域に支えられたかわづくり
川の情報を提供する	ハザードマップの周知 防災情報の提供	川の生き物の紹介、水質情報の提供、家庭でできる水質保全の取組み情報の提供 生き物情報の提供	利用情報の提供 グラウンドの利用方法の提供や、イベント情報の提供などをインターネット、行政広報誌など複数の媒体を用いて行う。 案内板の設置	観光情報やイベント情報の提供	関連施策の情報提供 郷土情報の提供
川の利用を促進する	川を利用した安全学習	川を利用した安全学習	ウォークラリーの開催 日常の健康づくりのウォーキング 川を利用した安全学習	既存イベント（鶺鴒、花火大会など）の充実、支援 川（グラウンドや堤防など）を活用した新たなイベントの開催 稚魚の放流	日常の健康づくりのウォーキング
川の水質をきれいにする	三川連絡会議（仮）	三川連絡会議（仮） 市民、河川管理者、市が協働で維持管理の問題点などについて情報交換、役割分担の確認などを行い、一貫性のある維持管理に取り組む 三川里親制度（仮） 水質浄化の取組み（炭による水質浄化、合成石鹸を使わない） 新たな技術による水質浄化 日常の清掃活動	水質浄化の取組み（炭による水質浄化、合成石鹸を使わない） 新たな技術による水質浄化	周辺環境の美化 三川連絡会議（仮）	三川里親制度（仮） 自治組織などを三川合流部周辺の里親に指定し、清掃道具の提供や、回収ゴミの受け入れなどを行う。 三川連絡会議（仮） 既存の清掃活動の支援
川の生態系を育成する	広葉樹の森計画の実施や先進事例の視察、実践	広葉樹の森計画の実施や先進事例の視察、実践 環境学習 下水道の普及 外来種の駆除	環境学習	稚魚の放流	在来種の回復
川について 関心を高める	かわづくりの歴史情報の提供 ハザードマップの周知	環境学習 行政による出前講座	環境学習 川を利用した安全学習	地域検定の実施 郷土学習の充実	地域検定の実施 三川合流部周辺に特化した地域検定 郷土学習の充実 川風景のスケッチ・写真大会

新規の取組み これまでの活動・支援の充実を図る取組み これまでの活動・支援を継続する取組み 今後の検討で追加していく項目

6.3 行政の連携

三川合流部の江の川，西城川，馬洗川は国が管理しており，北溝川は県が管理しています。

各々の管理者が個別に事業を行うのではなく，市民と協働し，三川合流部周辺のまちづくりと一体となって各主体が連携を図り，将来像や目的を共有した上で役割分担を行いながら事業を推進していきます。

さらに，周辺のまちづくりの一環としてかわづくりを位置づけ，地域振興として，まちづくりと一体的に事業を推進するため，三次市庁内の部署間を越えた横断的な連携を図ります。

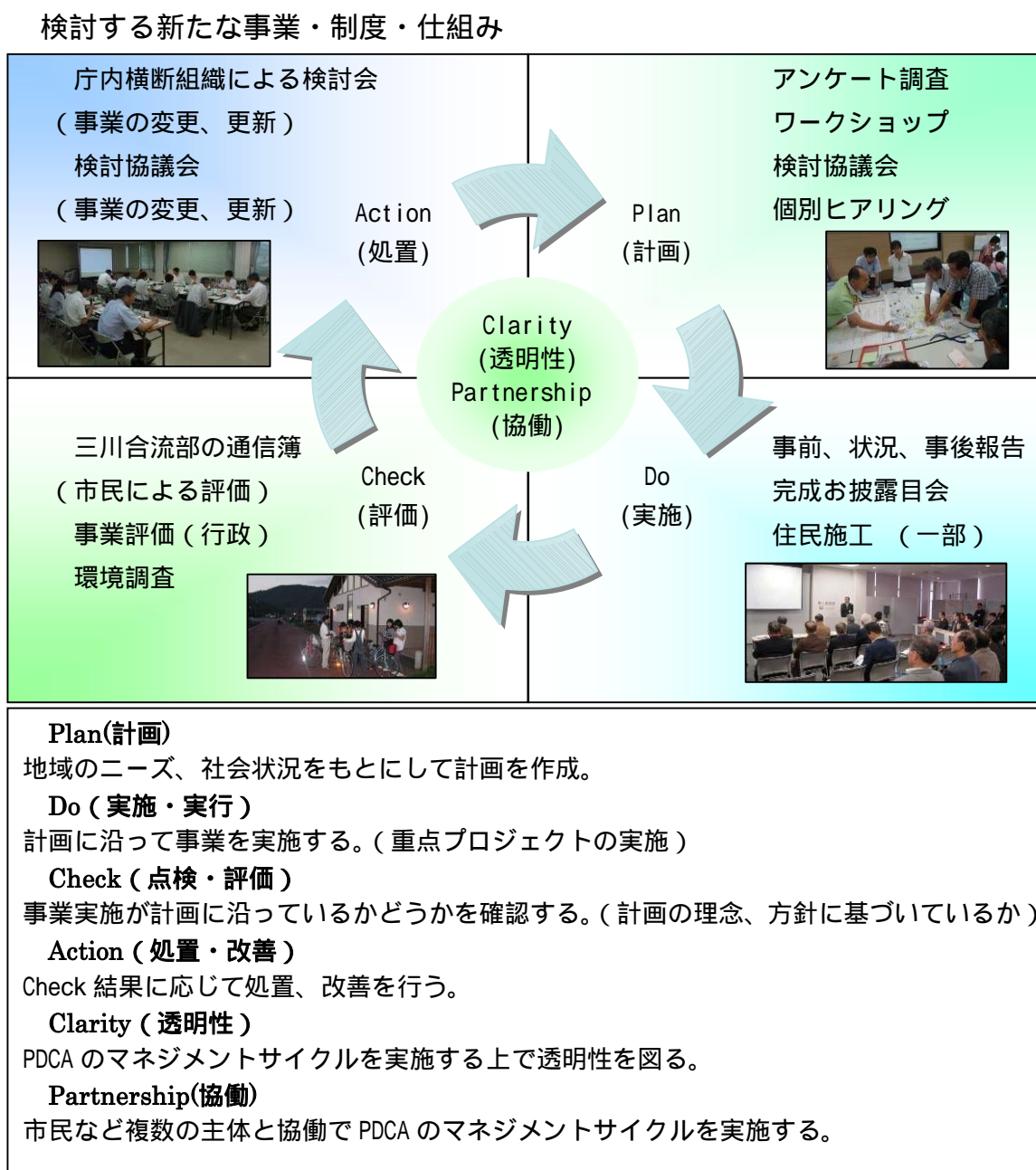


計画策定で行った国、県も参加した検討協議会の様子

6.4 継続的な計画の見直し

本計画は、国の河川整備計画にあわせて、今後 20～30 年を目標として取組んでいく内容を示しているため、今後の時代背景や社会的ニーズの変化に対応し、時代にあった計画とするため、定期的な計画の見直しを行うものとします。

また、本計画は、計画の策定段階からワークショップ、検討協議会、パブリックコメントなどを実施して、市民への透明性の確保と市民との協働を図ってきましたが、計画の実施、見直しにおいても同様に透明性のある市民との協働によるものとします。以下に計画見直しのモデルを P D C A のマネジメントサイクルに基づいて示し、今後の参考とします。



住民施工・・・植樹、舗装の整備など必要な生活基盤を支援得て住民が自ら施工することです。三川合流部周辺では植樹や木々の伐採などが想定されます。

7.重点プロジェクト

7.1 重点プロジェクトの選定

「5.地区別計画」では地区ごとの方針に基づいた整備メニューを一覧として示しましたが、本節ではこれらの整備メニューを概ね5年後までの整備を目指す重点プロジェクトと、以降20～30年後までの整備を目指すものに分類します。

整備時期の選定は「ニーズの高さ」、「まちづくりとの関係性（他計画との関係）」、「安全性」、「効果発現の即効性」、「認知性の高い整備」、「整備費用」を考慮して行い、関係機関と調整の上、決定しました。

以下に整備時期の選定項目と選定の視点を示し、次項以降に整備メニュー一覧と整備メニューの位置図を示します。

選定項目と選定の視点

選定項目	選定の視点
ニーズの高さ	ワークショップや「2.4 アンケート調査」の中でニーズが抽出されているか。
まちづくりとの関係性 (他計画との関係)	「2.2 上位計画・関連計画」で類似する内容が位置づけられているか。
安全性	治水上の安全性が高いかどうか。
効果発現の即効性	整備したことでの効果がすぐに現れるか、または効果を確認することができるかどうか。
認知性の高い整備	整備される箇所の視認性が高いか、多く利用されているかまたは利用が見込まれるか。
整備費用	大きな造成がないなど安価な費用で整備することができるか。

整備メニュー 一覧

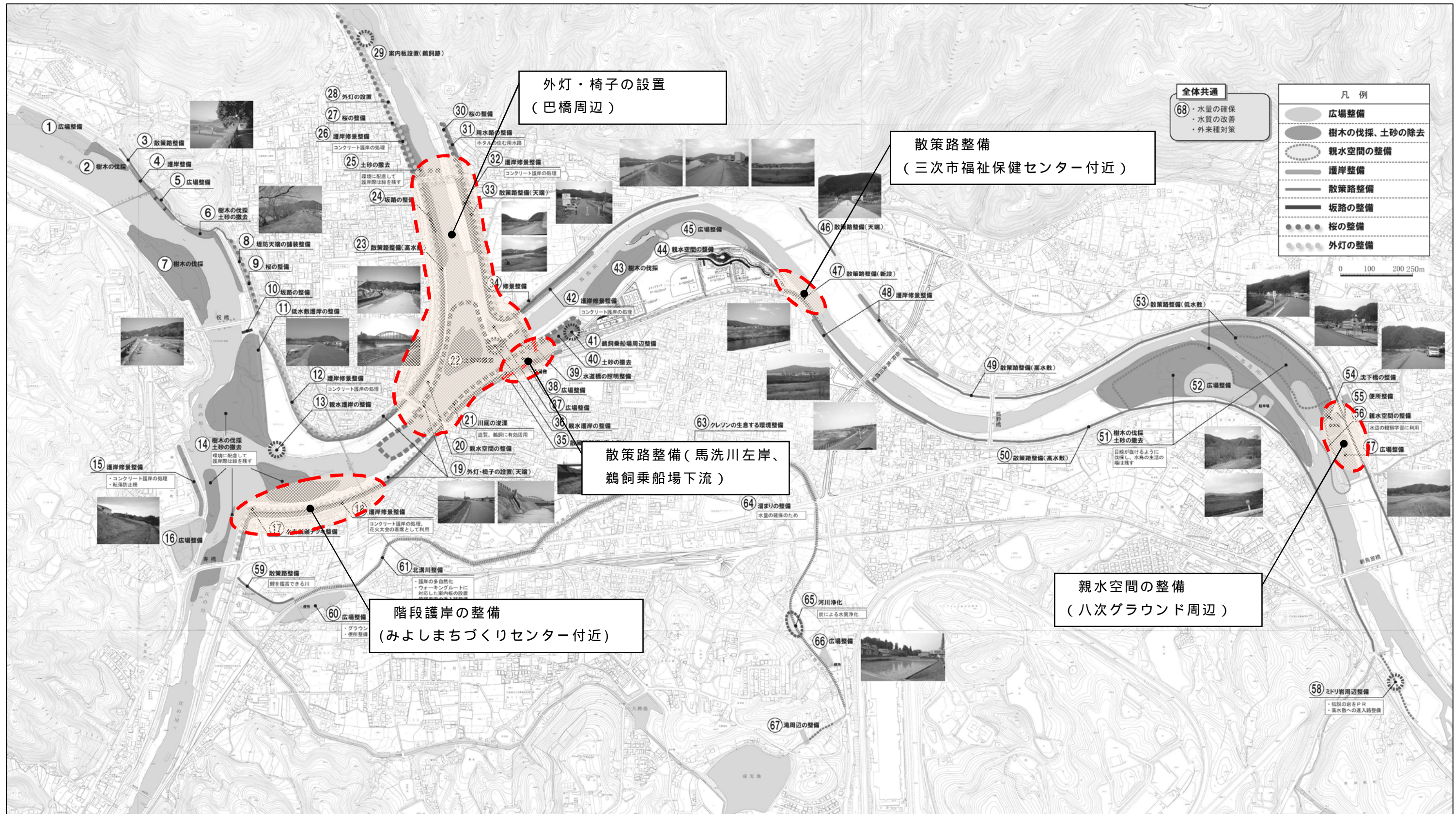
地区	番号	項目	整備内容、整備目的
三次・粟屋地区	1	広場整備	グラウンドゴルフ、イベント、桜の時期の尾関山公園の駐車場として利用できる広場の整備
	2	樹木の伐採	ゴミの堆積の回避や景観向上のための樹木の伐採
	3	散策路整備	生活動線の確保、昼間の遊覧での活用
	4	護岸整備	昼間の遊覧での活用
	5	広場整備	昼間の遊覧での活用
	6	樹木の伐採、土砂の撤去	ゴミの堆積の回避や景観向上のための樹木の伐採または土砂の撤去
	7	樹木の伐採	ゴミの堆積の回避や景観向上のための樹木の伐採
	8	堤坊天端の舗装整備	桜の時期の花見のための舗装の整備(土系舗装)
	9	桜の整備	老木化した桜の代替として川裏に新たに整備
	10	坂路の整備	親水、消防を目的として水辺までの坂路の整備
	11	低水敷護岸の整備	高水敷から低水敷にアクセスすることのできる部分的な護岸の改修整備
	12	護岸修景整備	花火大会での活用や景観向上のための部分的な階段式護岸への整備
	13	親水護岸の整備	水辺に降りられるような階段護岸などの整備
	14	樹木の伐採、土砂の撤去	ゴミの堆積の回避や景観向上のための樹木の伐採または土砂の撤去
	15	護岸修景整備	花火大会での活用や景観向上のための部分的な修景整備と転落防止柵の設置
	16	広場整備	イベントの開催場所、花火大会での駐車場としての活用のための整備
	17	水鳥観察デッキ整備	野鳥の会の観察場所となる観察デッキの整備
	18	護岸修景整備	花火大会での活用や景観向上のための部分的な階段式護岸の整備
	19	外灯・椅子の設置(天端)	歩行者の回遊性向上のための外灯と椅子の整備
	20	親水空間の整備	人々が川に近づけるような石積み護岸などの整備
	21	川底の浚渫	鵜飼の実施範囲を広げ、観光振興に寄与するための浚渫
	22	土砂の撤去	鵜飼での利用、景観向上のための土砂の撤去
	23	散策路整備(高水敷)	歩行者の利用を促すカラー舗装や足に優しい舗装への整備
	24	坂路の整備	消防のための坂路の整備
	25	土砂の撤去	景観向上のための土砂の撤去
	26	護岸修景整備	景観向上のための部分的な階段式護岸の整備、花壇の整備、プランターの設置など緑化のための整備
	27	桜の整備	川裏に新たに桜を整備
	28	外灯の設置	歩行者の回遊性向上のための外灯と椅子の整備
	29	案内板設置(鵜飼跡)	鵜飼乗船場跡を説明する案内板の整備
十日市地区	30	桜の整備	川裏に新たに桜を整備
	31	用水路の整備	ホテルの舞う川とするために環境の再整備
	32	護岸修景整備	景観向上のための部分的な階段式護岸の整備、花壇の整備、プランターの設置など緑化のための整備
	33	散策路整備(天端)	歩行者の利用を促すカラー舗装や足に優しい舗装への整備
	34	修景整備	周辺からポンプ場が視界に入らないように、川裏に植栽を整備
	35	散策路整備(高水敷)	巴橋からのアンダーパスの連続性を確保するための整備

地区	番号	項目	整備内容、整備目的	
十日市地区	36	親水護岸の整備	水辺に降りられるような階段護岸などの整備	
	37	広場整備	鵜飼を盛り上げるイベント広場として整備	
	38	広場整備	河川合流部を眺めることのできる平地の整備	
	39	水道橋の照明整備	鵜飼を盛り上げる要素として水道橋にガス灯を整備	
	40	土砂の撤去	鵜飼乗船場内を綺麗に保つための浚渫	
	41	鵜飼乗船場周辺整備	鵜飼乗船場付近にトイレ、花壇、照明、売店等の整備	
	42	護岸修景整備	景観向上のための部分的な階段式護岸の整備、花壇の整備、プランターの設置など緑化整備	
	43	樹木の伐採	ゴミの堆積の回避や景観向上のための樹木の伐採	
	44	親水空間の整備	人々が川に近づけるような石積み護岸などの整備	
	45	広場整備	消防団等の訓練や子どもから老人までが自由に来て憩うことのできる空間を整備	
	46	散策路整備(天端)	歩行者の利用を促すカラー舗装や足に優しい舗装への整備	
	47	散策路整備(新設)	回遊性の向上を図るため、不連続であった高水敷を新たに整備	
	48	護岸修景整備	上原願万地線と併せて景観向上のための部分的な階段式護岸の整備、花壇の整備、プランターの設置など緑化整備	
	八次地区	49	散策路整備(高水敷)	歩行者の利用を促すカラー舗装や足に優しい舗装への整備
		50	散策路整備(高水敷)	歩行者の利用を促すカラー舗装や足に優しい舗装への整備
		51	樹木の伐採、土砂の撤去	水鳥の生活の場は残しながら、ゴミの堆積の回避や景観向上のための樹木の伐採または土砂の撤去
52		広場整備	スポーツ利用や地域住民の憩いの場として整備	
53		散策路整備(低水敷)	水辺の近くを散策できる散策道を簡易な舗装で整備	
54		沈下橋の整備	低水敷を一体的に利用できるよう親水性のある沈下橋を整備	
55		便所整備	河川利用者、公園利用者のための便所の整備 併せて河川からのアクセス道を整備	
56		親水空間の整備	人々が川に近づけ、子どもたちの環境学習ができるような石積み護岸などの整備	
57		広場整備	現在の広場の嵩上げやまき土舗装など、利用しやすいように整備	
58		ミドリ岩周辺整備	案内板の設置や高水敷の進入路の整備	
十日市地区(北溝川)	59	散策路整備	鯉の鑑賞用や水防活動及び管理道として散策道を整備	
	60	広場整備	スポーツ利用や消防訓練の場として整備	
	61	北溝川整備	・護岸の多自然化護岸や緑化、緩傾斜化 ・案内板の設置 ・維持管理用の進入路の整備	
	62	汚水排水基準の強化	生活汚泥などの流れ込みがあるため汚水の排水基準の強化	
	63	クレソンの生息する環境整備	土砂の入替などによる整備	
	64	溜まりの整備	水質保全のための簡易な堰などの整備	
	65	河川浄化	植物など水質浄化のための整備	
	66	広場整備	ウォーキングなどの拠点として整備	
	67	滝周辺の整備	滝を周知し、北溝川に親しむため滝を臨むことのできる広場を整備	
	68	全体共通	水量の確保、水質の改善、外来種対策	

※重点プロジェクトは赤字で示しています。

7.2 重点プロジェクトの概要

整備メニューの中から計画策定から5年を目途に事業実施を図るものについては、重点プロジェクトとして位置付けます。重点プロジェクトとして取り上げる整備メニューの整備内容とその必要性、整備イメージ図を示します。



重点プロジェクト位置図

階段護岸の整備（みよしまちづくりセンター付近）

【整備内容】

既存の護岸を階段護岸に改修します。

【必要性】

- ・当該地は花火大会の際に堤防に栈敷席が設けられるがその数は足りておらず補完が必要。
- ・堤防はコンクリートで覆われており，対岸や周辺，昼間の遊覧船から眺める景色は，無機質なものになっており，景観が良いとは言えず修景が必要。
- ・日常的には景観の質の向上，親水性の向上を図るための整備が必要。
- ・十日市地区まちづくりビジョンでは「楽しいイベントを拡充し交流の場づくり」や「美しい景観，快適な都市機能を備えたまち」が掲げられており，この具体的な施策のひとつとして位置づけられる。



外灯・椅子の設置（巴橋周辺）

【整備内容】

堤防に治水上影響のないように外灯，椅子を設置します。

【必要性】

- ・外灯はアンケート結果で市民のニーズが高かった。
- ・施工しても安全上問題のなく，大規模な改変（盛土など）の必要のない敷地が堤防に確保することができる。
- ・巴橋周辺をルートとしてウォーキング利用をされている方が多い。
- ・十日市地区まちづくりビジョンでは「歩いて楽しい道づくり」が掲げられており，この具体的な施策のひとつとして位置づけられる。



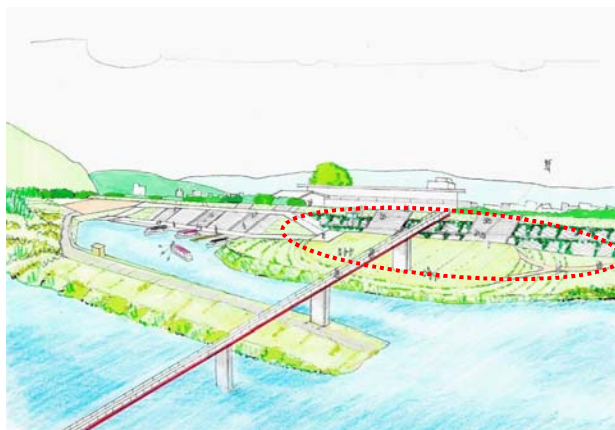
散策路整備（馬洗川左岸，鵜飼乗船場下流）

【整備内容】

高水敷の不連続区間に高水敷を整備し散策路を確保します。

【必要性】

- ・ 散策路はアンケート結果で市民のニーズが高かった。
- ・ この区間は高水敷が連続しておらず、回遊することができないため、接続することで散策路として連続して利用することができる。
- ・ 十日市地区まちづくりビジョンでは「歩いて楽しい道づくり」が掲げられており、この具体的な施策のひとつとして位置づけられる。



散策路整備（三次市福祉保健センター付近）

【整備内容】

高水敷の不連続区間に高水敷を整備し散策路を確保します。

【必要性】

- ・ 散策路はアンケート結果で、利用しやすくするために必要なものとして多く挙げられており、ワークショップでは整備の重要度が高いとされているなど市民のニーズが高い。
- ・ この区間は堤防天端が車道として利用されており、安全な歩行の確保が難しい。また高水敷が連続しておらず、回遊することができないため、接続することで連続した散策路として利用することができる。



親水空間の整備（八次グラウンド周辺）

【整備内容】

水辺を利用して環境学習ができるように親水護岸などを整備します。
併せて現グラウンドの再整備を図ります。

【必要性】

- ・ アンケート結果で「三川合流部の将来像」として他地区より「多くの生物が生息できる環境」の割合が多く挙げられており、また、ワークショップでは整備の重要度が高いとされているなど市民のニーズが高い。
- ・ 八次小学校では、この周辺で、水辺の環境学習が行われている。
- ・ 八次地区まちづくりビジョンでは「ふれあい，憩いの場づくり」が掲げられており、この具体的な施策のひとつとして位置づけられる。



おわりに

かわづくりとは、地域を洪水災害から守り、人と地域社会と川の望ましい関係を創り、自然豊かな河川環境を保全し、創成するものです。

三次市三川合流部は、時に甚大な洪水氾濫を発生させながらも、良好な漁場、舟運利用、良好な景観や観光資源を提供し、地域の経済・文化の発展に大きな貢献を果たしてきました。この三川合流部周辺の整備に関して、平成9年に「三次市三川合流部周辺河川環境整備構想」が策定され、整備が進められてきました。また、国においては、平成19年11月に江の川水系河川整備方針が策定され、現在、より短期間の具体的なかわづくり計画である河川整備計画が検討されています。なお、この河川整備計画では住民の意見を反映することとなっています。一方、少子高齢化や厳しい経済状況の進行が地域社会に大きな圧力を与え続けています。

そのような背景の中で今回策定した「三次市三川合流部周辺河川環境整備計画」は、市民の普段の生活に密着した、江の川、馬洗川、西城川、北溝川を対象とし、住みやすいまちづくりにも大いに関連するものです。今回の計画は、今後のまちづくりの方向性と合致することは勿論のこと、継続的に計画が実行される仕組み、特に、市民が核となり行政が支援するという枠組みを早期に立ち上げることを明示した点に大きな特徴があります。すなわち、市民の意見や要望をアンケート調査や水辺環境づくりワークショップを通して集約し、計画に反映させていただきました。同時に、三次市の上位計画との整合性をとることや治水対策の進展の障害とならないことなども検討させていただきました。また、今回の計画では、仮称ではありますが、かわまちづくりセンターという組織（建物ではなく）をスタートさせ、かわづくりに関する情報の集約・発信、計画の改善・見直しなどを行う組織へと成長させる方針を謳いました。この組織は、市民が中心となって、行政や企業、NPO、自治組織などと協働して、かわづくりやまちづくりに関する活動を行うものです。望ましいかわづくりに向けて市民を引張っていく人材の育成、ネットワーク化が不可欠です。当初には行政の支援が必要かと思われませんが、そのような組織が今後の地域の発展を支える核となるように考えています。この点に関しては地域の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に、今回の計画では前面に出ていませんが、議論になった点を記しておきます。これまでの多くのかわづくりでは治水や利水のために河川の生態環境に大きな負担をかける結果となってきました。川らしい川として今後も持続的に利用するためには生態環境の保全・復元が極めて重要です。川から何かを得るのではなく、どうしたら豊かな河川に戻せるのか、河川に負担の少ない生活になるのか、河川の環境保全のために何ができるのかを考えることが今後ますます重要になります。自然と共生する河川利用の規範を市民の心に形づくることが重要であり、それは魅力あるまちづくりにも直結すると考えています。

平成22年3月

三次市三川合流部周辺河川環境整備計画
検討協議会 会長
広島大学大学院 教授 河原 能久